



様式第6号(第5条関係)

政務活動費収支報告書

令和8年3月31日

袋井市議会議長 佐野武次 様

会 派 名 共創ふくろい
代 表 者 名 高木清隆
経 理 責 任 者 名 鈴木賢和

袋井市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項に基づき、次のとおり令和7年度(5～3月分)政務活動費の収支報告をいたします。

1 収 入 政務活動費 2,478,536円 (利息2,480円、過年度雑入1,056円含む)

2 支 出

項 目	金 額	備 考
1 調 査 研 究 費	円 1,177,038	東京都調布市、栃木県宇都宮市、山口県周南市他
2 研 修 費	172,500	セミナー参加(3名)
3 広 報 費	316,866	会派だより印刷折り込み
4 広 聴 費		
5 要請・陳情活動費		
6 会 議 費		
7 資 料 作 成 費	289,939	コピーカウント料他
8 資 料 購 入 費		
9 人 件 費		
10 事 務 所 費	216,216	コピー機リース料 タブレット負担金
合 計	2,172,559	

3 残 額 305,977円

(注)備考欄へ主たる支出の内訳を記載するとともに、関係の領収書等を添付すること。

(様 式 1)

政務活動費収支明細書

会派名 共創ふくろい

月 日	項 目	収入額(円)	支出額(円)	差引残額(円)	説 明
5月1日	過年度雑入	1,056		1,056	
5月16日	政務活動費(市より)	2,475,000		2,476,056	
5月17日	資料作成費		261,500	2,214,556	タブレット端末ペン・キーボード
5月24日	資料作成費		2,879	2,211,677	タブレット用ガラスフィルム4枚
6月20日	資料作成費		11,587	2,200,090	コピーカウント料(5月分)
7月17日	調査研究費		324,448	1,875,642	議員研修9名参加(調布市他)
7月22日	資料作成費		500	1,875,142	コピーカウント料(6月分)
8月02日	研修費		142,500	1,732,642	議員研修3名参加
8月04日	事務所費		18,216	1,714,426	再リース契約 デジタル複合機
8月07日	研修費		30,000	1,684,426	セミナー参加(3名)
8月16日	利息	1,097		1,685,523	
8月20日	資料作成費		1,601	1,683,922	コピーカウント料(7月分)
8月21日	資料作成費		1,735	1,682,187	コピー用紙A4
9月22日	資料作成費		261	1,681,926	コピーカウント料(8月分)
10月20日	資料作成費		4,034	1,677,892	コピーカウント料(9月分)
11月20日	資料作成費		1,724	1,676,168	コピーカウント料(10月分)
12月24日	調査研究費		394,560	1,281,608	議員研修9名参加(宇都宮市他)
1月20日	資料作成費		1,424	1,280,184	コピーカウント料(12月分)
1月15日	調査研究費		458,030	822,154	議員研修9名参加(周南市)
2月20日	資料作成費		970	821,184	コピーカウント料(1月分)
2月21日	利息	1,383		822,567	
3月05日	事務所費		198,000	624,567	タブレット利用負担金
3月23日	資料作成費		1,724	622,843	コピーカウント料(2月分)
3月30日	広報費		316,866	305,977	会派だより印刷折り込み
合計		2,478,536	2,172,559	305,977	



8

年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備 考
06-09-20	BF	*7,276	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*2,187,085	
06-10-21	BF	*6,344	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*2,180,741	
06-10-27	BA	*100,110	CDﾃﾞｽｸﾘｮﾌﾞ¥110	*2,080,631	326
06-10-31	BF	*369,760	CD	*1,710,871	326
06-11-20	BF	*5,836	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*1,705,035	
06-11-26	BA	*100,220	CDﾃﾞｽｸﾘｮﾌﾞ¥220	*1,604,815	923
06-12-20	BF	*2,918	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*1,601,897	
07-01-20	BF	*1,771	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*1,600,126	
07-02-15	AF	利息	*731	*1,600,857	
07-02-20	BF	*14,742	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*1,586,115	
07-02-25	BF	*457,130	CD	*1,128,985	326
07-02-25	AA	預金機	*200,000	*1,328,985	326

07-03-11	BA	*240,000	CD	*1,088,985	
07-03-18	BA	*312,000	CD	*776,985	
07-03-21	BF	*4,204	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*772,781	
07-03-27	BA	*772,000	CD	*781	
07-04-08	FF	ﾌｸﾛｲｼｶｲｹｲｶﾝﾘ	*250,000	*250,781	
07-04-09	BA	*20,000	CD	*230,781	
07-04-21	BF	*2,725	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*228,056	
07-04-25	BA	*227,000	CD	*1,056	
07-05-16	FF	ﾌｸﾛｲｼｶｲｹｲｶﾝﾘ	*2,475,000	*2,476,056	
07-05-17	BA	*261,610	CDﾃﾞｽｸﾘｮﾌﾞ¥110	*2,214,446	334
07-06-20	BF	*11,587	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*2,202,859	5月10日
07-07-15	BA	*35,000	CD	*2,167,859	326

○記号の説明

AA,AF……………入金
FA,FF……………振込
C0,1,2,3,4…他店券入金
TF,TO……………取立
BA,BF……………支払

●他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。
なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。

8



9

年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備 考
1 07-07-22	BF	*500	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*2,167,359	6/1~6/30
2 07-07-28	BF	✓*275,050	CD	*1,892,309	329
3 07-08-04	BF	*18,216	ｼｬｰﾌﾟﾌｳｧｲﾅﾝｽ	*1,874,093	
4 07-08-08	BA	*57,500	CD	*1,816,593	329
5 07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,759,093	329
6 07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,701,593	329
7 07-08-16	AF	利息	*1,097	*1,702,690	
8 07-08-20	BF	✓*1,601	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*1,701,089	
9 07-08-21	BA	✓*1,735	CD ﾎﾂﾛｰﾌﾞ	*1,699,354	329
10 07-08-21	BA	✓*2,879	CD	*1,696,475	329
11 07-08-21	AA	預金機 ﾎﾂﾛｰﾌﾞ	*22,462	*1,718,937	329
12 07-09-08	BF	✓*12,540	HC)ﾐﾂﾋﾞｼﾞHBL	*1,706,397	

13 07-09-22	BF	✓*261	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*1,706,136	
14 07-10-06	BA	*10,000	CD	*1,696,136	329
15 07-10-20	BF	*4,034	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*1,692,102	
16 07-11-20	BF	*1,724	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*1,690,378	
17 08-01-07	BA	*394,560	CD	*1,295,818	329
18 08-01-20	BF	*1,424	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*1,294,394	
19 08-01-23	BF	(*432,640	CD	*861,754	334
20 08-01-23	BA	*11,428	CD ﾎﾂﾛｰﾌﾞ	*850,326	334
21 08-02-20	BF	*970	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*849,356	
22 08-02-21	AF	利息	*1,383	*850,739	
23 08-03-05	BA	*198,000	CD	*652,739	
24 08-03-23	BF	*1,724	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*651,015	

●記号の説明

AA,AF……………入金
FA,FF……………振込
C0,1,2,3,4…他店券入金
TF,TO……………取立
BA,BF……………支払

●他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。
●「カリキョウ」と印字されたお取引は仮の記帳です。後日、記帳されていないお取引とともにご記入いたします。なお、残高はこの通帳の最終残高です。

9

様 式 4)

物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 7 年 5 月 17 日

会 派 代 表 者 高木清隆 様

会派名 共創ふくろい

氏 名 鈴木賢和

項 目 (該当項目に○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 (7) 資料作成費 8 資料購入費 10 事務所費 (9 人件費は別の任意様式)
金 額	261,500 円
支出にかかる内訳 ➤ 品名 ➤ 数量 ➤ 年月日 等	アップルペンシル 8本 174,400円 iPad用キーボード 7台 348,600円 合計 523,000円 523,000円×1/2=261,500円
購 入 先	エディオン袋井インター店
支 出 年 月 日	令和 7年 5月 17日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

EDON

入金票 兼 領収書

共創ふくろい様

発行日 2025年05月17日(土) 15:53
店: 04220 袋井インター店

TEL 0538-45-1911

レジ担当者:

販売担当者:

No.04220-015-176332

POS:015

お買上日: 2025年05月09日 15:02

入金額 ¥523,000

現金領収額 ¥523,000

お預り ¥523,000

印紙税申告納

付につき 北

税務署承認済

株式会社 エディオン
(作成地) 大阪府大阪市北区中之島二丁目3番33号対応売上番号 04220-018-203513
04220-018-203489

EDON

領収書兼お買上明細

共創ふくろい様

■エディオンアプリ会員登録中■
初めてのご登録の方には
【初回ログインクーポン】進呈中
お手続きもサポート致します!
この機会にぜひご登録ください!

発行日 2025年05月17日(土) 15:56

店: 04220 袋井インター店

登録番号: T3240001041231

電話 0538-45-1911

レジ担当者:

販売担当者:

No. 04220-015-176373

POS: 015

取引種別: 持帰

パソコンサプライ品

アップルジャパン

MDFW4J/A

4549995567595

1

¥49,800

合計金額

(10%対象

¥49,800)

(10%対象消費税

¥4,527)

現金領収額

¥49,800

今回ポイント 0ポイント
このポイントはあんしん保証カード
会員様のみに有効です。

利用可能ポイント

0ポイント

予定ポイント数

0ポイント

<楽天ポイントのご案内>

楽天ポイントカード:

*****1426

取引コード:

202505171556340422001527000002

付与楽天ポイント数

227P

利用楽天ポイント数

0P

利用可能楽天ポイント数

976P

楽天ポイントの反映には2~3日お時
間をいただく場合があります。商品の返品・交換につきましては
必ずこのレシートをお持ち下さい。
お持ちでないに対応致しかねます株式会社 エディオン
(作成地) 大阪府大阪市北区中之島二丁目3番33号

EDON

領収書兼お買上明細

共創ふくろい様

■エディオンアプリ会員登録中■
初めてのご登録の方には
【初回ログインクーポン】進呈中
お手続きもサポート致します!
この機会にぜひご登録ください!

発行日 2025年05月17日(土) 15:55

店: 04220 袋井インター店

登録番号: T3240001041231

電話 0538-45-1911

レジ担当者:

販売担当者:

No. 04220-015-176357

POS: 015

取引種別: 持帰

パソコンサプライ品

アップルジャパン

MDFW4J/A

4549995567595

6

¥298,800

パソコンサプライ品

アップルジャパン

MX2D3ZA/A

4549995504460

8

¥174,400

合計金額

(10%対象

¥473,200)

(10%対象消費税

¥43,018)

現金領収額

¥473,200

今回ポイント 0ポイント
このポイントはあんしん保証カード
会員様のみに有効です。

利用可能ポイント

0ポイント

予定ポイント数

0ポイント

<楽天ポイントのご案内>

楽天ポイントカード:

*****1426

取引コード:

202505171555160422001527000001

付与楽天ポイント数

2,152P

利用楽天ポイント数

0P

利用可能楽天ポイント数

976P

楽天ポイントの反映には2~3日お時
間をいただく場合があります。商品の返品・交換につきましては
必ずこのレシートをお持ち下さい。
お持ちでないに対応致しかねます株式会社 エディオン
(作成地) 大阪府大阪市北区中之島二丁目3番33号

印紙税申告納

付につき 北

税務署承認済

様 式 4)

物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 7 年 5 月 24 日

会 派 代 表 者 高木清隆 様

会派名 共創ふくろい
氏 名 鈴木賢和

項 目 (該当項目に○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 ⑦資料作成費 8 資料購入費 10 事務所費 (9 人件費は別の任意様式)
金 額	2,879円
支出にかかる内訳 ➤ 品名 ➤ 数量 ➤ 年月日 等	タブレット用ガラスフィルム 4枚 5,758円×1/2=2,879円
購 入 先	Tour in Trading Co, Ltd
支 出 年 月 日	令和 7年 5月 24日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

領収書

注文日 2025年5月24日 注文 # 250-0045592-6710278

お届け先	支払い方法	注文概要
太田裕介 袋井市春岡 366 静岡県 437-0122 日本		商品の小計： ¥ 6,061 配送料・手数料： ¥ 0 注文合計： ¥ 6,061 割引： - ¥ 303 ご請求額： ¥ 5,758

	NIMASO ガラスフィルム iPad Air 13インチ M3 2025用/M2 2024用 保護 フィルム 強化 ガラス 指紋防止 ガイド枠付き 衝撃吸収 アイパッド エアー13 NTB24C1159 販売: NimasoDirect 返品期間: 2025年6月25日まで ¥ 1,474
	NIMASO アンチグレア ガラスフィルム iPad Air13 インチ M3 2025用/M2 2024用 保護 フィルム 強化 ガラス サラサラ 反射低減 指紋防止 ガイド枠付き アイパッド エア-13 DTB24E1257 販売: NimasoDirect ③ 返品期間: 2025年6月25日まで ¥ 1,529

利用規約 | プライバシー規約 | パーソナライズド広告規約 | 各種規約 | 特定商取引法に基づく表示
© 1996-2025, Amazon.com, Inc. またはその関連会社

(様 式 4)

物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 7 年 6 月 20 日

会 派 代 表 者 高木清隆 様

会派名 共創ふくろい

氏 名 鈴木賢和

項 目 (該当項目に○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 ⑦ 資料作成費 8 資料購入費 10 事務所費 (9 人件費は別の任意様式)
金 額	11,587円
支出にかかる内訳 ➤ 品名 ➤ 数量 ➤ 年月日 等	コピーカウント料金 (6月支払い分) 令和7年から5月1日から5月31日
購 入 先	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
支 出 年 月 日	令和 7 年 6 月 2 0 日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

437-0013
袋井市新屋 1 丁目 1 - 1
袋井市役所 5 F
袋井市議会 自民公明クラブ
議員控室

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

530-0005
大阪市北区中之島 3 丁目 2 番 1 8 号
住友中之島ビル 10 F

富士フイルムサービスクリエイティブ
事務サービス事業部

0001964#
御中
お問合せ番号：3301027988

TEL:0120-069-840 (001964)
FAX:0120-497-002

お支払の ご案内	お支払約束手 お支払方法 金融機関名 本・支店名 預金種目/口座番号 指定口座名	2025年06月20日 口座振替 ***** ***** 上記、お支払約束手日に口座より 引落しさせていただきます。
-------------	---	---

【ご案内】請求・支払いについてのお問い合わせやご依頼を
WEBで受付しています。“JMFAQ”で検索するとアクセスいた
だけますので、ぜひご利用ください。
<https://www.fujifilm.com/fb/support/callcenter/seikyu>
備考：

FUJIFILM 請 求 書

発行日：2025年05月28日
請求書番号：850527-0005845

今回ご請求額 11,587円

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン



毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
お問合せ番号：3301027988 電話：0120-069-840

登録番号：T1011101015050

1	料金項目 / 品名	期間 / 送品 NO	枚数 / 数量	単価	小計 (円)	合計 (円)
2	トータルサービス料金	2025/05/01-2025/05/31				10534
3		1001カントー 1000カントー	1000	7.00	7000	
4	ご使用合計	1001カントー 3000カントー	589	6.00	3534	
5			1589			
6	【代金/料金合計】					10534
7	【消費税および地方消費税(10%)】					1053
8	【今回ご請求額】					11587
9						
10	※ご利用機種/機械番号:DocuCentre-V 2060 CP-4T 601923					
11	(今回) (前回) (テスト) (ミス)	2025/05/01-2025/05/31				
12	11 (34909) (33320) (0) (0)					
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備 考
06-09-20	BF	*7,276	ﾌｼｭﾌｧｲﾙﾑBI	*2,187,085	
06-10-21	BF	*6,344	ﾌｼｭﾌｧｲﾙﾑBI	*2,180,741	
06-10-27	BA	*100,110	CDﾃｽﾌｧﾘｮｳ¥110	*2,080,631	326
06-10-31	BF	*369,760	CD	*1,710,871	326
06-11-20	BF	*5,836	ﾌｼｭﾌｧｲﾙﾑBI	*1,705,035	
06-11-26	BA	*100,220	CDﾃｽﾌｧﾘｮｳ¥220	*1,604,815	923
06-12-20	BF	*2,918	ﾌｼｭﾌｧｲﾙﾑBI	*1,601,897	
07-01-20	BF	*1,771	ﾌｼｭﾌｧｲﾙﾑBI	*1,600,126	
07-02-15	AF	利息	*731	*1,600,857	
07-02-20	BF	*14,742	ﾌｼｭﾌｧｲﾙﾑBI	*1,586,115	
07-02-25	BF	*457,130	CD	*1,128,985	326
07-02-25	AA	預金機	*200,000	*1,328,985	326

07-03-11	BA	*240,000	CD	*1,088,985	
07-03-18	BA	*312,000	CD	*776,985	
07-03-21	BF	*4,204	ﾌｼｭﾌｧｲﾙﾑBI	*772,781	
07-03-27	BA	*772,000	CD	*781	
07-04-08	FF	ﾌｸﾛｲｼｶｲｹｲｶﾝﾘ	*250,000	*250,781	
07-04-09	BA	*20,000	CD	*230,781	
07-04-21	BF	*2,725	ﾌｼｭﾌｧｲﾙﾑBI	*228,056	
07-04-25	BA	*227,000	CD	*1,056	
07-05-16	FF	ﾌｸﾛｲｼｶｲｹｲｶﾝﾘ	*2,475,000	*2,476,056	
07-05-17	BA	*261,610	CDﾃｽﾌｧﾘｮｳ¥110	*2,214,446	334
07-06-20	BF	*11,587	ﾌｼｭﾌｧｲﾙﾑBI	*2,202,859	5月10日
07-07-15	BA	*35,000	CD	*2,167,859	326

●記号の説明

AA, AF ……入金
FA, FF ……振込
C0, 1, 2, 3, 4 ……他店券入金
TF, TO ……取立
BA, BF ……支払

●他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。
なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。

年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備 考
07-07-22	BF	*500	ﾌｼｭﾌｧｲﾙﾑBI	*2,167,359	6/1~6/30
07-07-28	BF	✓*275,050	CD	*1,892,309	329
07-08-04	BF	*18,216	ｼｬｰﾌﾟﾌｧｲﾅﾝｽ	*1,874,093	
07-08-08	BA	*57,500	CD	*1,816,593	329
07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,759,093	329
07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,701,593	329
07-08-16	AF	利息	*1,097	*1,702,690	
07-08-20	BF	✓*1,601	ﾌｼｭﾌｧｲﾙﾑBI	*1,701,089	
07-08-21	BA	✓*1,735	CD ｺﾎｰﾌﾟﾚｲﾄ	*1,699,354	329
07-08-21	BA	✓*2,879	CD 金	*1,696,475	329
07-08-21	AA	預金機	*22,462	*1,718,937	329
07-09-08	BF	✓*12,540	HC) ﾓﾂﾋﾞｼHBL	*1,706,397	

07-09-22	BF	✓*261	ﾌｼｭﾌｧｲﾙﾑBI	*1,706,136	
07-10-06	BA	*10,000	CD	*1,696,136	329
07-10-20	BF	*4,034	ﾌｼｭﾌｧｲﾙﾑBI	*1,692,102	
07-11-20	BF	*1,724	ﾌｼｭﾌｧｲﾙﾑBI	*1,690,378	
08-01-07	BA	*394,560	CD	*1,295,818	329
08-01-20	BF	*1,424	ﾌｼｭﾌｧｲﾙﾑBI	*1,294,394	
08-01-23	BF	(*432,640	CD	*861,754	334
08-01-23	BA	*11,428	CD 山口基士 交代	*850,326	334
08-02-20	BF	*970	ﾌｼｭﾌｧｲﾙﾑBI	*849,356	
08-02-21	AF	利息	*1,383	*850,739	
08-03-05	BA	*198,000	CD	*652,739	
08-03-23	BF	*1,724	ﾌｼｭﾌｧｲﾙﾑBI	*651,015	

●記号の説明

AA, AF ……入金
FA, FF ……振込
C0, 1, 2, 3, 4 ……他店券入金
TF, TO ……取立
BA, BF ……支払

●他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。
なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。
●「カリキチョウ」と印字されたお取引は仮の記帳です。後日、記帳されていないお取引とともにご記入いたします。なお、残高はこの通帳の最終残高です。

(様 式 4)

物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 7 年 7 月 17 日

会 派 代 表 者 高木清隆 様

会派名 共創ふくろい

氏 名 鈴木賢和

項 目 (該当項目に○印)	① 調査研究費 2 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 7 資料作成費 8 資料購入費 10 事務所費 (9 人件費は別の任意様式)
金 額	324,448円
支出にかかる内訳 ➤ 品名 ➤ 数量 ➤ 年月日 等	令和7年7月16日(水)から17日(木) 行き先：東京都調布市 府中市・農林水産省 人数：議員研修9名参加 旅費：34,390×9人=309,510 手土産(2カ所) 10,738+4,200=14,938
購 入 先	東武トップツアーズ株式会社、有限会社又一庵、法多山名物だんご企業組合
支 出 年 月 日	令和 7 年 7 月 17 日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

08-2-5817

領収書

共創ふくろい

様

金額 ¥10,738-

但し、御菓子代(軽減対象)として

2025年07月10日 上記正に領収いたしました。

領収書は再発行いたしません

収入

印紙

担当者

内訳

税抜金額(8%) ¥6,749-

消費税額(8%) ¥539-

税抜金額(10%) ¥3,137-

消費税額(10%) ¥313-

有限会社

又一庵

登録番号 T9080402019944

袋井店

438-0086

磐田市見付1767-4

0538(84)6639

2025年07月16日

領収書

共創ふくろい

様

¥4,200-

対象計※

8.0%

¥4,200-

内税※

¥311-

(但し だんご代 として、正に領収致しました)

印刷面を内側に折って保管願います

※ 軽減税率適用

法多山名物だんご企業組合

静岡県袋井市豊沢2777

登録番号 T4080405006119

一連No041035

領収No011475

路 程 ・ 運 賃 明 細 書

7/16(水) 13:30～15:00 調布市視察(調布市役所)
 14:00～17:00 府中市施設視察(府中市生涯学習センター)
 7/17(木) 10:00～11:30 農林水産省視察

R7 共創ふくろい

月・日	区 間	路程(km) 換算キロ	運 賃	新 幹 線 特急料金	車 賃	日 当	宿 泊 料	参加費	計
7月16日	袋井 ～ 掛川	8.8	(209.3km)			1,500			1,500
	掛川 ～ 新横浜	200.5	3,740	3,930					7,670
	新横浜 ～ 武蔵小杉	8.6	300	東急新横浜線					300
	武蔵小杉 ～ 稲田堤	(13.3)	日当にて支出	同一行政区内					0
	京王稲田堤 ～ 調布	2.5	140	京王線					140
	(調布市視察研修)								0
	調布 ～ 東府中	4.9	160	京王線					160
	(府中市施設視察)								0
	(府中市泊)						14,800		14,800
7月17日	東府中 ～ 新宿	20.4	320			1,500			1,820
	新宿 ～ 霞ヶ関		日当にて支出						0
	(農林水産省視察研修)								0
	霞ヶ関 ～ 東京		日当にて支出						
	東京 ～ 掛川	229.3	3,930	4,070					8,000
	掛川 ～ 袋井	8.8	(238.1km)						0
									0
	計	483.8	8,590	8,000	0	3,000	14,800	0	34,390

×9人

309,510 円

(様式2)

確認	会派代表者	経理責任者	供覧	議長	副議長	局長	参事	局次長	係
									

調査研究・研修計画書

令和7年6月13日

袋井市議会議員 佐野 武次 様

会派名 共創ふくろい
氏名 高木 清隆

調査研修 参加者氏名	村松 孝師 森岡 弘記 夏目 幸彦 太田 裕介 鈴木 賢和 村井 勝彦 佐野 武次 山田 貴子 高木 清隆 《 計9名 》
出発・帰着	令和7年7月16日(水) ~ 令和7年7月17日(木) 《 1泊2日 》
調査研究 研修先	令和7年7月16日(水) 東京都調布市 「不登校支援への」の取り組みについて 「青少年ステーションCAPSの取組」について 東京都府中市 府中市生涯学習センター(指定管理者・ミズノ) 「いつでも、誰もが学習できる環境づくりに向けた施設運営」について 令和7年7月17日(木) 農林水産省 「茶業及びお茶の文化振興に関する基本方針」について 農林水産省 農産局果樹・茶グループ 課長補佐(茶業班) 河合 智之 様 担当官 村木 貴哉 様
概算費用	309,510 円 (@34,390 円×9人)

※ 視察行程表を添付してください。

調査研究・研修の目的及び市政との関連性

(調査研究先・研修先ごとにそれぞれ記入)

1:東京都調布市

「不登校支援への取組」について

各自治体における不登校児童・生徒に対する支援の役割は、より一層大きくなっており、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成28年公布)に基づき、様々な不登校施策を展開しているところです。令和5年3月には、文部科学省から、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」が示されました。調布市では、これを受けて、現行の不登校支援に関する取組の成果と課題を明らかにし、これまでの支援方針を継承しながら、体系を見直したとのことから、先進事例として調査し、本市の取り組みの一助とする。

「青少年ステーションCAPSの取組」について

APS は中・高校生世代への健全な居場所を提供するとともに、中・高校生世代が自分たちの想像力を発見し、伸ばし、さらに、その力を地域に還元することで、中・高校生世代を通じてすべての人につながった街づくりを目指す施設であり、中心になるのは、中・高校生世代とのこと。本市では仮称「袋井市こども交流館あそびの杜」の整備を進めているが、一つ上の世代への対応も必要であることから、調査研究の一助としたい

2:府中市生涯学習センター

府中市生涯学習センターは、多種多様な学習機会の提供と、「いつでも、誰もが学習できる環境づくり」を目指す、総合学習施設です。講堂や研修室、図書館、美術室・陶芸・版画・写真・木工・音楽・語学・パソコン学習など様々な学習ニーズに対応できる各種設備、多目的ホールのほか温水プールやトレーニング室・体育室などのスポーツ施設があるほか、宿泊学習や合宿研修などの宿泊施設もあり、複合施設運営について、ご教授いただき、今後の市民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりに向けた一助としたい。

3:農林水産省

「茶業及びお茶の文化振興に関する基本方針」について

近年、日本国内でのお茶の消費は生活様式の変化により減少傾向にあり、静岡県はもとより、本市においても同様であり、これに伴い、茶価の低迷が続いており、生産者の収益圧迫が懸念されている。一方で、お茶の輸出は過去最高を更新しており、特に抹茶などの需要が海外で増加している。そのため、海外市場に向けた輸出拡大の対応が急務となっている。しかし、茶園の高齢化や労働力不足といった問題により、生産面積の減少が懸念され、今後の生産量に影響を与える可能性がある。

このようななか、農林水産省により、茶業振興に向けた基本方針の骨子(案)の概要が下記の通り示されたことから、具体的な施策をご教授いただき、本市の茶業振興に向けた一助とする。

(様式 3)

確認	会派代表者	経理責任者	供覧	議長	副議長	局長	参事	局次長	係
									  

調査研究・研修報告書

令和7年8月18日

袋井市議会議長 佐野 武次 様

会派名 共創ふくろい
会派長 高木 清隆

参加議員名	村松 孝師 森岡 弘記 夏目 幸彦 太田 裕介 鈴木 賢和 村井 勝彦 佐野 武次 山田 貴子 高木 清隆 《計9名》
期間	令和7年7月16日(水) ～ 令和7年7月17日(木) 《 一泊二日 》
調査研究 研修先	令和7年7月16日(水) 東京都調布市 「不登校支援への」の取り組みについて 「青少年ステーションCAPSの取組」について 調布市教育委員会 教育部 教育支援担当課長 平野 良弥 様 教育支援担当主幹 海馬澤 一人 様 調布市 こども生活部 児童青少年課 課長 菊池 英一 様 副主幹 小川 信行 様 調布市青少年ステーションCAPS 館長 吉田 悟朗 様 副館長 柴山 さやか 様 東京都府中市 府中市生涯学習センター(指定管理者・ミズノ) 「いつでも、誰もが学習できる環境づくりに向けた施設運営」について 府中市文化スポーツ部 文化生涯学習課 課長補佐 斎藤 麻美 様 府中市生涯学習センター(指定管理者ミズノ) 館長 岩崎 研志 様 令和7年7月17日(木) 農林水産省 「茶業及びお茶の文化振興に関する基本方針」について 農林水産省 農産局果樹・茶グループ 課長補佐(茶業班) 河合 智之 様 茶振興係 鈴木 晴華 様

	陳情・要望活動 衆議院議員 城内 実 氏 井林辰徳 氏 西園勝秀 氏 参議院議員 牧野たかお 氏 若林洋平 氏 片山さつき氏 平山佐知子 氏 要望・表敬訪問 静岡県 東京事務所 所長 内藤 信一 様 次長 池田 典由 様
考察特記事項	

(様 式 3)

調査研修 期 間	令和 7 年 7 月 1 6 日 ～	報告者 氏 名	村松 孝師
	令和 7 年 7 月 1 7 日		

調査研究・研修結果及び所見

(参加議員それぞれが記入)

東京都調布市

【不登校支援の取り組み】

不登校児童への支援体制を強化し、包括的な支援に取り組んでいる

市内小中学校にスクールカウンセラーを設置し、児童生徒や保護者への相談体制を整備。

子ども家庭支援センター「すこやか」、子ども・若者総合支援事業「ここあ」＝家庭や子どもの悩み相談に対応

支援員が家庭訪問する「みらい」、小学生対象の適応指導教室「太陽の子」、中学生対象「はしうち教室」

NPO 法人や保護者グループと協働し、KIITOS とのネットワークを通じた居場所づくり、親の会「ちょこおや」による保護者同士の支え合いも推進している。

所見

不登校児童が増加しているなかで、子どもも親も頼れる窓口は必要不可欠です。カウンセラーは退職された校長先生が行っているとのことでした。教育現場での知識や子どもたちへの接し方を熟知していることで対応が難しいとは思いますが解決できることが多いのではと思いますが、話しかけ方などコミュニケーションをとることは非常に気を遣うことと思います。通える場所が1つだけではないことは学校生活を送る中では必要でありますし、子どもの自立を促すことが整っていると感じました。袋井市でも施設など充実はしてきているとは思いますがこれから支援員数も増やせるよう人材確保が必要だと思います。

【青少年ステーション CAPS の取り組み】

市内の中・高校生を対象に自宅・学校以外の居場所を提供することを目的に設置された施

設。子どもたちが安心して過ごせる空間として、他校の子どもたちとの交流、勉強、音楽、スポーツ、製作など自由に活動できる環境が整っている。イベントなど子どもたちで企画、運営している。運営スタッフは子どもの相談役となっていたりもする。施設内のブースを利用するときは予約をして使用している。子どもたちの健全な居場所として活用されている。

運営は調布市から NPO 法人ちょうふこどもネットへ委託されおり、地域と連携して支援、運用している。

所見

児童館ではあるが、市内の中・高校生が対象の施設で利用する子どもは市内の 30%程いること。自主性を促す場所として機能している施設として素晴らしいと感じた。施設内ではいろいろな活動ができ、部活動の様で袋井市の部活動移行のヒントになり得る施設だと感じた。

東京都 府中市

府中市生涯学習センター（指定管理者 ミズノ株式会社）

【いつでも、誰もが学習できる環境づくりに向けた施設運営】

文化・スポーツ・交流を通じた地域の活性化と市民の自主的な学習活動の推進にある。施設は学習棟とスポーツ棟があり宿泊施設もある。学習棟には図書室・研修室・講堂・美術・工芸・音楽・学習室等々を備え、市民講座や講演会、展示会など年間を通じて実施している。スポーツ棟には体育館、プール、トレーニング室がある。

宿泊施設もあるので他県からの合宿所として利用され、夏休みは予約でいっぱい。市民の学びや交流、健康づくりの場として利用の多い施設となっている。

所見

大型の複合施設であり、宿泊施設も併設しているので袋井市にはない施設です。さわやかアリーナや月見の里学遊館、各コミュニティセンターで行われている講座など 1 つの施設で完結します。

年間通して行われる講座は袋井市よりも割高であると感じた。

管理会社がミズノなので水泳指導はミズノ社員に指導して頂ける。体育館にはスポットクーラーが設置されていて、リース契約で4台設置したとのこと。袋井市内の小・中学校の体育館と広さも同じくらいなので設置して頂けるよう努めていきたい。

農林水産省

【茶業及びお茶の文化振興に関する基本方針】

農林水産省 農産局果樹・茶グループ 課長補佐 河合智之 氏

担当官 木村貴哉 氏

これまでの基本方針の策定状況

平成 23 年 4 月：お茶の振興に関する法律施行

茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針策定

令和 2 年 4 月：基本方針の改正

（消費者ニーズに対応した品質・付加価値の向上、輸出の拡大）

情勢の変化

【農政全体の動き】

令和 6 年 6 月：食料・農業・農村基本法改正 25 年ぶりの改正

令和 7 年 4 月：食料・農業・農村基本計画の見直し 5 年ぶり

【茶業を取り巻く情勢】

- ・生活様式の変化等により、国内消費が減少し茶価は低迷
- ・輸出は過去最高を更新、拡大する海外需要への対応が重要
- ・生産者の高齢化や繁忙期の労働力不足等により、栽培面積・生産量が減少

お茶は、高い精神性とおもてなしの心を育む日本を代表する文化

各地域で特色ある茶産業が行われており、特に中山間地域における重要な基幹作物である。生産から加工・流通・販売まで裾野が広く、地域経済において重要な産業である。

海外輸出は加工最高となり、てん茶の需要がたかまっている。

国内での生産量 1 位鹿児島県、生産量は横ばいで推移しているが

せん茶からてん茶への転換が進んでいる。

今後の基本的な方向性

- ・ 需要の変化に対応した生産（てん茶や有機栽培等）
- ・ 海外需要開拓等による輸出の更なる拡大
- ・ 生産者の減少に対応した生産性の一層の向上
- ・ 多様な消費者層に向けた魅力・情報発信等による消費の拡大
- ・ 文化に関する理解増進

所見

袋井市の茶業者は大変苦勞していることをこの立場になって知ることとなり、生産者の高齢化、生産現場が平たんではないことなど栽培面積は減少しています。栽培転換をして新たな農地利用をしていくところもありますが、袋井市の基幹作物でありメロンと同様に発展してきたと思います。お茶を飲む習慣が薄れていることが国内消費減少に影響していると感じましたが、海外輸出が過去最高を更新していることは生産者にとっては明るいと思います。しかしせん茶からてん茶への転換も加工工程が違うために専用の施設が必要になってしまうのでなかなか前進しないところだと感じます。

設備導入の補助金、施設の法人化など支援してこの茶産業を持続可能な産業にしていくためにシステムの構築が必要で生産・加工・販売・労働者確保など支援できるよう、袋井市として考えなければいけない問題だと感じます。

(様 式 3)

調査研修 期 間	令和 0 7 年 0 7 月 1 6 日 ～ 令和 0 7 年 0 7 月 1 7 日	報告者 氏 名	森岡 弘記
調査研究・研修結果及び所見 (参加議員それぞれが記入) 7月16日(木) ① 東京都調布市 「不登校支援」「青少年ステーションCAPS」の取組み ② 東京都府中市 府中市生涯学習センター「いつでも誰もが学習できる環境づくりに向けた施設運営」 7月17日(木) ③ 参議院議員会館 農林水産省「茶業およびお茶の文化振興に関する基本方針」について ・研修結果および所見 ① 調布市の不登校支援に対する最終目標（目指すべき姿） →不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにする そのために必要な要素として 1. 不登校の児童・生徒全ての学びを確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える 2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する 3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする といった基本的な考え（COCOLOプラン）は本市においても大変参考となるものであり、現状の目標および取組を本市と比較検証することにより課題の再確認が図れると考えます。 具体的には「こども・若者総合支援事業ここあ」での取り組みを本市における「こども若者家庭センター」に活かせるよう引き続き研究・検証・提言に努めてまいります。			

青少年ステーションCAPSでは、これから自立していく過程にいる青少年への居場所を幅広く提供することにより、孤立させない、また引きこもりから「外に踏み出す」

「再び戻らせない」仕組みが本市におきましても今後必要となると考え、NPO団体とも連携して強化していく必要性を感じました。

また調布市におきましても、市とCAPSの間には未だ連携強化できる部分もあると感じました。

② 府中市生涯学習センターは率直に30年以上前にこのような考えが既にあり、そして構築されていたことに驚きました。残念ながら令和10年での閉館となりますが、逆に本市のさわやかアリーナ、メロープラザなど今以上の活用を促すアナウンスおよび活用方法を時代に合った方法にて検証・実行に移す必要性を強く感じました。

また、今後の中学校部活動地域以降に向けても大変参考となる施設でありました。

③ 農林水産省の方と直接の意見交換ができることは大変貴重な機会でありました。

その中において、特に抹茶の需要に関して「海外輸出が旺盛」「人出不足を外国人にて補っている」部分につきましては質問もさせていただきましたが、現在中国では中国国内にて生産された抹茶を京都宇治抹茶などと偽った商品も流通しており、これはかつて日本のものづくり技術(特に金型)が流出により衰退していった道と非常に酷似しており、私はこの点において放置し続けると、今は販売旺盛な抹茶も中国・ベトナムなどにて大規模生産を可能とし、日本の抹茶輸出事業においても5年持たないと考えます。そうなる今現在輸出旺盛の波にのろうと日本国内にて異業種から抹茶産業へ進出したとしても設備投資代の回収は見込めず失敗に終わります。

それでも私は今回の農林水産省の方との意見交換により国内茶生産、特に袋井市における後継者問題および攻めの茶振興に努めたいと決意した次第であります。

(様 式 3)

調査研修 期 間	令和 7 年 7 月 1 6 日 ～	報告者 氏 名	夏目 幸彦
	令和 7 年 7 月 1 7 日		

調査研究・研修結果及び所見

(参加議員それぞれが記入)

1. 東京都調布市

1) 不登校支援の取組み

調布市では、令和 5 年 3 月に文部科学省が示した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策『COCOLO プラン』」を受け、不登校を「問題行動」とは捉えず、すべての子どもが安心して学べる環境づくりに取り組んでいる。

この方針のもと、子どもが「学びたい」と思ったときに学べる選択肢を確保し、学校・保護者・地域・関係機関が連携して、社会全体で子どもの社会的自立を支援する体制を整えている。計画期間は令和 6 年度から 8 年度までの 3 年間である。

取組の基本方針は以下の 3 本柱に基づいている：

- ・ ① 魅力ある学校づくり
- ・ ② 個に応じたきめ細やかな支援
- ・ ③ 社会的自立に向けた支援

これに基づき、以下の 9 つの具体的な取組を進めている。

1. 生活指導部を活用した組織的な対応
2. 不登校児童・生徒支援委員会の開催、および教職員向けの研修実施
3. スクールカウンセラーの全校配置による相談体制の充実
4. 教育支援センター「太陽の子」（帝王指導教室）の設置
5. 学びの多様化学校分教室「はしうち教室」（調布市立第七中学校）の設置
6. 訪問型支援「みらい」の実施
7. 教育支援会議の開催による関係機関との情報共有
8. 不登校児童・生徒支援プロジェクト「SWITCH」の推進
9. 「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」との連携強化

これらの取組は、冊子として一覧化され、子どもの不登校の状態を「3つの時期」に分類し、それぞれに対応する支援策が紹介されている。視覚的に分かりやすい資料として活用されており、支援対象者や関係者にとっても理解しやすい。

袋井市でも、不登校や登校渋りの子どもに対する支援は行われているが、それぞれの取組が点在しており、全体像が見えにくいのが現状である。調布市のように、関係機関の連携により「点」を「線」、さらには「面」にしていくことが重要であると感じた。

2) 青少年ステーション CAPS

調布市には、中高生世代の子どもたちが自由に過ごせる居場所として、青少年ステーション「CAPS（キャップス）」が設置されている。専門知識を持つスタッフが常駐し、活動支援や見守り、声かけ・相談を行うなど、関係づくりを重視した運営が特徴である。

運営にあたっては、あえてアナログな仕組みを維持し、ロビーワークを通じて子どもたちに自然なかたちで関わっている。利用対象は市内の13～18歳で、約12,000人中、約4,300人（1/3）が登録しており、調布市外からの登録者も含む。利用者の中には、この施設を巣立った後、「ここで働きたい」と希望する若者もいるという。近年、困難を抱える中高生が増加する中で、「本当の意味での居場所」となっていることが伝わってきた。今回は現地視察は叶わなかったが、受託運営するNPO法人「ちょうふ子どもネット」の職員の姿勢や、運営に対する熱意が強く印象に残った。

施設のルールも非常にシンプルで、「☆挨拶をきちんとしよう☆他の人の迷惑にならないよう行動しよう☆法律は守ろう」という三原則のもと、多感な時期を過ごす中高生が互いに関わり、安心して過ごせる空間が形成されている。

袋井市でも「子どもの杜」などを通じて乳幼児～小学生向けの居場所づくりは進んでいるが、中高生世代の居場所はまだ十分とは言えない。CAPSのように、専門スタッフの関与と自由な空間を両立させた施設は、青少年の健全な育成や孤立防止に大きく貢献しており、袋井市でも中高生世代に特化した居場所づくりの必要性を感じた。

3) その他 調布市議会議場を見学させていただき、新たに大型モニターを二台設置されていた。これは議会のインターネット放映を議場でも見られるようにすることと併せて、AIによる文字認識動画配信を導入するためということであった。文字認識動画配信の導入が徐々に普及しており、聾あ者や耳の不自由な方でもリアルタイムで議会中継の視聴が可能になるとともに、議場内での発言が聴覚だけでなく視覚でも確認できるため、出席者の発言内容の認識向上にもつながる、また文字お越しで使用できれば議事録等作成の能率・効率向上につながるものだと考える。

2. 府中市

1) 生涯学習センター（指定管理者 ミズノ・KPBグループ）

府中市の生涯学習センターは、「いつでも、誰もが、学び続けられる環境づくり」を目的に設置された複合学習施設である。学習や文化活動、健康づくりに対応した多彩な機能を有しており、市民の生涯学習を支える拠点として高い評価を得ている。施設には、最新の音響・映像機器を備えたホールや研修室、図書館、学習情報コーナーのほか、美術・陶芸・版画・音楽・語学・パソコン学習などに対応した専門室を整備。また、温水プール、トレーニング室、体育室などのスポーツ施設や宿泊学習用の宿泊施設も併設されている。

令和6年度の年間利用者は約36万2千人、1日あたり約1,000人にのぼり、令和5年度に比べ4万5千人の増加となった。講座参加者は約6万人で、利用者の内訳は男性2割・女性8割、60代が約6割とされている。

さらに特徴的なのは、指定管理者である民間事業者が、自ら企画した講座やイベントによる収益を自主財源とできる仕組みである。これがインセンティブとなり、民間の企画・運営力が存分に発揮されている印象を受けた。

このセンターは、袋井市における「月見の里学遊館」のスケールを格段にアップさせたともいえるモデルであり、学習・文化・健康が融合した複合施設の理想形として学ぶ点が多い。現在、袋井市では学遊館の指定管理者をスポーツ協会としているが、より企画力や運営ノウハウを有する民間企業との連携によって、さらに市民満足度の高い施設運営が可能となるだろう。

また、指定管理者に対する成果連動型の報酬制度やインセンティブ設計についても、今後の検討課題として取り入れるべきである。

2) その他

施設内の体育館には後付けの空調設備が4台設置されていた。設置目的は暑さ対策と避難所としての機能向上。袋井市においてもこの要望・ニーズは大きいが高コストを理由に設置が進んでいない。好事例として参考にし可能であれば導入を図るよう投げかけていきたい。

3. 農林水産省 「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」について

農林水産省においては、「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」の見直しが行われ、その概要と今後の方向性について説明を受けた。

説明の主な内容は次のとおりである：

1. 基本方針見直しの経緯
2. 茶業及びお茶の文化振興の意義
3. 現状の課題（国内消費の減少、茶価の低迷、生産者の高齢化、労働力不足 等）
4. 今後の基本的な方向性
5. 長期的な需要見通しと生産数量目標
6. 茶業振興・文化振興の具体的な施策

近年、国内の茶の消費量は減少傾向にあり、価格の低迷も続いている。一方で輸出は過去最高を記録しており、海外市場への対応が重要となっている。また、繁忙期の労働力不足や生産者の高齢化などにより、生産面積や生産量も減少傾向にある。

こうした状況は、茶どころである袋井市とも一致しており、全国的な課題として受け止めるべき内容であった。中でも、甜茶や抹茶の需要は今後も伸びることが期待されており、静岡県としても抹茶生産への支援を強化すべきとの示唆があった。一方で、煎茶の存在も軽視できず、バランスの取れた支援体制が求められている。

「お茶で世界を魅了し、次世代へ茶業・茶文化を継承する」というビジョンを具体化するには、価格・流通・労働力・継承といった多面的な課題に、官民一体で取り組む必要がある。

特に袋井市では、将来的な担い手確保と煎茶文化の維持という2つの方向性を並行して進める必要がある。また、文化的資源としての「松下コレクション」の活用も再検討し、市民や若者に向けた茶文化の発信拠点としての整備を図るべきである。

(様 式 3)

調査研修 期 間	令和 7 年 7 月 16 日 ～ 令和 7 年 7 月 17 日	参加者 議員名	太田 裕介
-------------	---	------------	-------

【東京都調布市：「不登校支援」への取組について】

<事業概要>

調布市では、不登校児童生徒への支援体制を強化し、包括的な支援に取り組んでいる。市内全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者への相談体制を整備。各校では別室登校など柔軟な学習機会を設け、教育支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーが家庭や学校と連携して支援につなげている。教育相談所では来所・電話相談や就学相談を実施し、不登校児の保護者を対象とした交流の場も定期的に開催。加えて、子ども家庭支援センター「すこやか」や子ども・若者総合支援事業「ここあ」でも家庭や子どもの悩みに対応している。具体的な支援策として、支援員が家庭を訪問する「みらい」、小学生対象の適応指導教室「太陽の子」、中学生対象の第七中学校分教室「はしうち教室」など多様な学びの場を確保。さらに、東京学芸大学と連携した「不登校児童生徒支援プロジェクト SWITCH」により、大学生メンタルフレンドの派遣や「テラコヤ・スイッチ」での交流活動も実施している。NPO 法人や保護者グループとも協働し、Kiitos とのネットワークを通じた居場所づくりや、親の会「ちょこおや」による保護者同士の支え合いも推進している

<研修結果・所感>

調布市における不登校支援の基本的な考え方として「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す。という考えに基づき、子どもたちの自立を支えるきめ細かい 24 の支援プランが確立されていた。ひとつひとつの取組は同様のものが様々な市町で展開されているものではあるが総合的な相談窓口を設置し、きめ細やかに多様な児童生徒に対し、わかりやすく丁寧に多様な学びの場を提供していることは袋井市においても参考にすべき取組であった。大学生と連携した不登校支援や不登校対応巡回教員の配置は、都内と地方都市である袋井の人的資源の差があるものの、導入の研究をしていただきたく

感じた。

【東京都調布市「青少年ステーション CAPS」の取り組みについて】

＜調布市事業概要＞

施設の法律上の立て付けは「児童館」であるが一般的なイメージである小学生対象ではなく、市内校に通学する中学生・高校生を対象に、自宅や学校以外の「第三の居場所」を提供することを目的に設置された施設。子どもたちが安心して過ごせる空間として、友人との交流や読書、勉強、音楽活動、スポーツなど自由に活動できる環境が整えられている。特に、夏祭りやイベント(ラップバトル・イラスト作品展)などは中高生自身が企画・運営に携わることで、主体性や協働性を育む機会となっている。加えて、スタッフが常駐し、日常的な相談対応や必要に応じた専門機関へのつなぎも行うなど、子どもたちの悩みや不安に寄り添う支援体制も整備されている。運営は調布市から NPO 法人ちようふこどもネットへ委託されており、地域と連携した支援を行っている点が特徴。CAPS は、子ども・若者が健やかに成長できる地域社会の実現に向けた拠点として重要な役割を果たしている。

＜研修結果・所感＞

CAPS は市内の約 1/3 程度の生徒が登録し地域における子供の居場所、自主性を促す場所として機能している素晴らしい施設だと感じた。中高生の自主的なイベントの企画だけではなく、卒業生や地域の方々を巻き込んだロビーワーク、イベント、遊び、活動は多岐にわたり音楽やスポーツ、学習、サブカルチャーIT、地域交流、相談などで今回は中高生の居場所のあり方、「こども交流館あそびの杜」の参考とするべく研修に赴いたが、部活動地域移行のヒントにもなるような施設であった。

【東京都府中市：府中市生涯学習センター「いつでも、誰でもが学習できる環境づくりに向けた施設運営」について】

＜事業概要＞

「いつでも、誰もが学習できる環境づくり」を基本理念とし、市民の生涯にわたる学びと交流を支える拠点として設置されている。目的は、文化・スポーツ・交流を通じた地

域の活性化と、市民の自主的な学習活動の推進にある。施設は学習棟とスポーツ棟で構成され、利用対象は市民を中心に、在勤・在学者や地域団体、交流団体まで幅広く設定されている。

学習棟には、図書館、研修室、講堂、美術・工芸・音楽・パソコン関連の学習室を備え、市民講座や講演会、展示会など多様なプログラムを年間通じて実施している。特徴的なのは、スポーツ施設と宿泊施設を併設している点であり、これは生涯学習施設として全国的にも珍しい。スポーツ棟には、体育館、トレーニング室、温水プールがあり、個人利用や団体利用を通じて健康づくりの場となっている。宿泊施設は洋室・和室・大広間を備え、合宿や研修などの多様なニーズに対応している。運営は指定管理者制度により、民間事業者(ミズノ株式会社)が管理運営を担う。学び・文化・スポーツ・宿泊機能を一体的に備えた拠点として、市民の学びや交流、健康づくりを包括的に支える施設となっている。

<研修結果・所感>

30年以上経っている施設とは思えない様々な設備を備えた複合型施設であり、今後人口減少のフェーズに向かっていく中、単一機能ではなく複合的機能を持った公共施設のヒントとなるものであった。民間の運営となるので講座などは行政主導のものより全体的に高額ではあるが、その収入を指定管理者が得ることにより施設の持続可能性、よりよい企画運営のベースになっていると感じた。

【農林水産省：「茶業及びお茶の文化振興に関する基本方針」について】

<骨子案概要>

- ・需要の変化に対応した生産（てん茶や有機栽培など）
- ・海外需要開拓などによる輸出のさらなる拡大
- ・文化に関する理解増進
- ・生産者の減少に対応した生産性の一層の向上
- ・多様な消費者層に向けた魅力・情報発信などによる消費の拡大

<研修結果・所感>

概ね今回の基本方針改正は抹茶生産、有機栽培の強化やスマート農業、海外販路拡大など袋井市や静岡県が目指しているものであり、今後それに沿った様々な国のメニューが示されることが予想されるため市議会としてはアンテナを高くし市の政策を強く押し進めていけるような支援策を提案していかなければいけない。

いただいたヒントとして、生産量が1位となった鹿児島県は生産者から茶商など茶産業を取り巻く方々が強くまとまっているため、静岡県においても海外輸出の際は地域・市域の名前などにこだわらず「静岡茶」とするなどブランディングに工夫が必要であるとのアドバイスをいただいた。

調査研修 期 間	令和7年7月 16日 ～ 令和7年7月 17日	参加者 議員名	鈴木賢和
-------------	-------------------------------	------------	------

調査研究・研修結果及び所見

(参加議員それぞれが記入)

不登校支援に関する報告書

― 調布市の取り組みと袋井市に必要な支援策 ―

1. 調布市における不登校支援の取り組み

調布市では、不登校を単なる「問題行動」として捉えるのではなく、子ども一人ひとりの多様な背景に配慮した「個に応じた支援」を重視しています。以下のように、多機関と連携した多層的な支援体制を構築しています。

【主な支援内容】

- ・校内支援・心理支援体制の充実
全小中学校にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、学校現場での心のケアと家庭との連携を強化。

- ・訪問型支援「みらい」
子どもが学校に通えない状況でも、教育支援コーディネーターや心理士が家庭や地域施設を訪問し、外出や学習のきっかけをつくる支援。

- ・大学生との連携による「テラコヤ・スイッチ」「メンタルフレンド」
子どもが大学生との関わりを通して安心できる関係を築き、社会との接点を回復していく場を提供。

- ・適応指導教室の充実（太陽の子／はしうち教室）
小中学生を対象に、少人数の落ち着いた環境で学習や体験活動を行い、在籍校への復帰や自立を支援。特に「はしうち教室」は全国初の分教室型支援のモデルとして注目されています。

- ・保護者支援・地域ネットワークの活用
年4回の保護者交流会や講演会の開催、地域住民やNPOと連携した子どもの居場所（CAPSやKiitosなど）づくりが活発に行われています。

2. 袋井市に必要な不登校支援策

袋井市でも、教育支援センター「ひまわり」や発達相談窓口「ぬっく」などを中心とした支援体制は整備されていますが、調布市のような“多機関連携”“段階的支援”という視点から見ると、いくつか強化すべきポイントが見えてきます。

【袋井市に今後必要な主な支援策】

1. 中学生向け分教室型支援の導入

- ・調布市の「はしうち教室」のように、在籍校とは別の安心できる学習環境で自信を回復できる仕組みが袋井市には不足しています。中学生期は自立や進路を考える重要な時期であり、分教室型の取り組みが必要です。

2. 訪問型支援体制の拡充

- ・不登校の初期段階や家庭に閉じこもっている子どもに対して、教育支援員や心理士等が直接家庭を訪れる「訪問支援」が有効です。現在の袋井市では家庭支援員の派遣にと

どまっており、支援の幅や専門性の拡充が求められます。

3. 大学・地域人材との連携

- ・調布市のように、大学生を活用した「メンタルフレンド」や「テラコヤ・スイッチ」のようなプログラムを袋井市でも導入することで、若者同士の安心できるつながりを創出し、社会性の回復を図ることができます。

4. 保護者支援の仕組み強化

- ・不登校の子を持つ保護者は、孤立や不安を抱えやすい現状があります。保護者同士の交流や情報共有の場を定期的に設け、さらに専門家による講演や相談の機会を制度化することが必要です。

5. 地域資源の活用と NPO との連携

- ・民間のフリースクールや居場所づくりを支援する制度整備と、行政と地域団体との継続的な協働関係が、持続的な不登校支援のカギとなります。

3. まとめと提言

調布市の取り組みは、段階的かつ包括的な支援体制によって、不登校の子どもたち一人ひとりの状態に応じた「居場所」や「関わり」を提供しており、非常に先進的です。袋井市においても、既存の支援資源を土台としつつ、以下の点を中心に支援を強化すべきです。

- ・中学生支援の充実（分教室型支援）
- ・訪問支援の体系化と専門職の活用
- ・大学・地域人材との新しい連携モデルの開発
- ・保護者同士のつながり支援
- ・地域団体との連携促進と制度化

今後、袋井市がこうした先進事例を参考にしながら、「誰ひとり取り残さない支援体制」の構築を進めていくことが期待されます。

青少年ステーション CAPS 視察・事業概要報告書

1. 施設概要

青少年ステーション CAPS は、調布市に在住・在学の中学生から高校生世代を対象とした、学校でも家庭でもない「第三の居場所」として 2003 年に開設された。2007 年以降は NPO 法人ちょうふこどもネットが運営を受託し、15 名以上の専門スタッフ体制で運営されている。

2. 基本理念とコンセプト

CAPS は「安心して過ごせる居場所」「活発に活動できる活場所」「自らの意思で行動できる生場所」の 3 つの柱を持つ。利用者が「自由に」「自分らしく」過ごせることを重視し、スタッフはその姿勢を尊重して支援している。

3. 主な機能と活動内容

- (1) フリースペース (3 階)

- ・自由に過ごせる居場所として、音楽スタジオ、ダンススタジオ、クラフトルーム、学習スペース等を完備。

(2) スポーツエリア (4階)

- ・屋内外でのスポーツ活動（卓球、ダーツ、バスケットボール等）が可能。

(3) 講座・イベントの実施

- ・音楽、ダンス、クラフト、スポーツなどの定期講座を実施。
- ・夏祭りやクリスマスイベントなどを中高生自身が企画・運営する実行委員制度を導入。

4. 地域連携と支援体制

- ・地域イベントへの参加や、出張型の「CAPS キャラバン」による出前支援も展開。
- ・常設の相談窓口により、日常的な見守りと相談支援を実施。必要に応じて個別対応も可能。

5. 利用実績と成果

- ・年間延べ来館者数は2万6千人を超える実績があり、累計では40万人以上が利用。
- ・卒業生が講師やスタッフとして関わるなど、持続可能な支援体制が構築されている。

6. 総括

青少年ステーション CAPS は、中高生の安心・安全な居場所として20年以上にわたり運営されており、自主性と多様性を尊重した学び・成長の機会を提供している。今後も地域と連携しながら、若者の社会的自立とエンパワーメントを支える拠点として期待される。

7. 提言：袋井市への導入可能性

現在、袋井市においては、青少年が自由に過ごせる第三の居場所としての常設拠点は十分に整備されていないのが現状である。調布市の青少年ステーション CAPS のような施設を袋井市に導入することで、学校でも家庭でもない安心・安全な居場所を提供し、若者の健やかな成長と社会的自立を支援することが可能となる。

CAPS の運営形態や活動内容は、袋井市の地域資源や人的資源とも親和性があり、行政と民間（NPO 等）が連携して設置・運営するモデルの導入も現実的と考えられる。地域に根ざした中高生世代の居場所づくりの第一歩として、行政主導での検討を強く提言する。

(様 式 3)

調査研修 期 間	令和 7 年 7 月 16 日 ～ 令和 7 年 7 月 17 日	参加者 議員名	鈴木賢和
-------------	---	------------	------

調査研究・研修結果及び所見
(参加議員それぞれが記入)

府中市生涯学習センターを訪問

1. 所属・担当業務
ミズノスポーツサービス株式会社（スポーツ施設サービス事業部）に所属。
指定管理者として運営を担う生涯学習施設において、主に文化・教養系の講座企画・運営を担当している。

具体的には、市民向けの学習講座の立案、講師との調整、広報活動、講座当日の運営補助まで幅広く携わり、地域の多様なニーズに応えるプログラム作りに取り組んでいる。また、自治体から提示される施設運営に関する資料や方針に対して、現場の視点から回答や改善提案を行うことも重要な業務の一つである。

2. 施設の概要と歴史
この学習センターは昭和 60 年（1985 年）頃から平成期にかけて設立され、文化や学習の機能を備えた地域拠点として運営されてきた。

設立当初から市民の学習要求に応えることを目的としており、障害のある方の生涯学習の推進の推進も視野に入れた構成が取られていた。
昭和 62 年（1987 年）には障害学習に関する基本構成や方針が示され、それに伴い施設機能の拡充が図られた。

3. 施設の機能と老朽化
施設には学習機能のほか、スポーツ施設や飲食施設も併設されており、文化・健康・交流の多機能拠点として活用されている。

ただし、施設は建設から長期間が経過しており、老朽化が進行。雨漏りや設備の故障が課題となっている。現在も予算を確保しながら修繕対応を続けているが、抜本的な対応として令和 12 年度（2030 年）に施設の解体・再整備計画が予定されている。

また、利用者層は高齢者が中心となっており、若年層の利用促進が今後の重要な課題となっている。

4. 利用状況と課題
年間の利用者数は約 3 万 2000 人、1 日平均では約 1000 人が施設を利用している。

利用者の約 8 割は 50 代以上で、とくに 60 代・70 代の高齢者層が多い。一方で、20 代

～30代の若年層の参加は少なく、利用者層の固定化がみられる。

そのため、若者を引き込むための魅力的な講座の開発や広報の強化が求められているが、現状では費用面・人員面で制約も多く、改善が必要な状況である。

利用者から寄せられた意見は、できる限り講座内容の見直しや新規企画に反映している。

5. 運営体制・指定管理

本施設は指定管理者制度のもとで運営されており、民間のノウハウを活用しながら効率的で質の高いサービス提供を目指している。

施設スタッフやアルバイトの教育・育成にも力を入れており、安定した運営体制の維持とサービスの質の向上に努めている。

一方で、民間的な効率性と公共施設としての公共性のバランスを取る必要があり、運営方針の調整が常に求められている。

6. 周辺環境・関連施設

施設周辺には、公園・美術館・総合体育館といった文化・スポーツ施設が集中しており、地域の文化・交流の中心として機能している。

また、施設が建つ土地はかつての米軍基地跡地であり、その転用により文化・スポーツ複合施設として整備された経緯がある。

7. 今後の展望

今後は老朽化した建物の更新とあわせて、地域のニーズに即した学習・スポーツ機能の融合と再設計を進める方針である。

訪問型の地域学習支援や、オンラインによる講座配信の充実、より参加しやすい学びの場の提供など、多様な学習機会の創出が検討されている。

若年層の参加促進や専門性の高いプログラムと、誰でも参加しやすい講座のバランスを取りながら、地域社会に開かれた施設運営を目指している。

(様式 3)

調査研修 期 間	令和 7 年 7 月 16 日 ～ 令和 7 年 7 月 17 日	参加者 議員名	鈴木賢和
-------------	---	------------	------

調査研究・研修結果及び所見
(参加議員それぞれが記入)

お茶の文化及び産業の振興に関する基本方針に係る説明会報告書

1. 背景と目的
本説明会は、「お茶の文化及び産業の振興に関する基本方針」（以下「基本方針」という）について、関係機関および自治体等への周知を図るとともに、今後の施策推進に向けた理解を深めることを目的として開催された。

この基本方針は、平成 23 年に施行された「お茶の振興に関する法律」に基づき農林水産省が策定するものであり、令和 7 年度は、農業や食品を取り巻く情勢の変化、および令和 6 年に行われた食料・農業・農村基本法の改正を踏まえて見直しが行われた。

2. お茶を取り巻く現状と課題
現在、日本の茶産業は栽培面積および生産量の減少、生産者の高齢化、担い手不足、さらには家庭における煎茶消費の減少といった構造的課題に直面している。一方、粉末茶や抹茶などの業務用・輸出用需要は拡大傾向にあり、アメリカ、台湾、EU などでの市場拡大が進行中である。

このような状況下、産地ごとの特性を生かしつつ、新たな需要に対応できる体制への転換が喫緊の課題となっている。

3. 基本方針の概要（令和 7 年 4 月 30 日改正）
改正された基本方針では、以下の 5 つの柱を中心に施策の推進が示されている。

需要構造の変化に対応した生産体制の構築
有機栽培の推進、有機 JAS 認証取得支援、大規模・省力的な生産体制の整備など。

生産性の向上と持続的な経営の確立
スマート農業の導入、自動化機械の活用、担い手の育成確保など。

加工・流通体制の強化
加工・出荷施設の整備、品質管理・認証取得の支援、民間との連携強化など。

国内消費の拡大
学校給食や食育での利用促進、新商品開発、若年層への情報発信など。

文化としての価値の再認識と継承

地域の茶文化の保全、体験機会の創出、観光・教育との連携、ブランド化の推進。

4. 数値目標（令和 12 年度時点）

令和 12 年度までに目指す数値目標は以下のとおり。

国内生産数量：約 78,000 トン

輸出量：約 15,000 トン（現行 8,000 トンから増加）

輸出額：816 億円（現行 364 億円から倍増以上）

国内市場の縮小を、輸出拡大や新用途の開拓により補完し、持続可能な産業構造への転換を目指す。

5. 今後の対応

国においては、基本方針に基づき、技術開発・財政支援・関係機関との連携を通じて、各種施策を総合的に推進していく。

地方自治体や生産者団体においても、地域の実情に即した振興計画の策定と、関係者の連携による事業の着実な実施が期待されている。

加えて、各地域での成功事例を全国へ展開し、広域的な発展につなげることが重要である。

袋井市の今後の取り組み方向

袋井市においては、全国有数の茶産地としての強みを活かし、以下のような取組を強化することが、生産量の維持・拡大と持続的発展に資すると考えられる。

需要対応型生産体制への転換

粉末茶・抹茶などの業務用・輸出用ニーズに応じた品種の導入や生産指導の強化。

認証取得と品質保証の整備

有機 JAS やグローバル GAP 等の認証取得支援の推進。団体認証の活用により中小農家の参入促進。

省力・効率化の推進

スマート農業や省力化機械の共同利用による高齢者・小規模農家への支援体制の強化。

ブランド化と体験型コンテンツの創出

地域の茶文化や歴史を活かしたブランド構築。観光、食育、教育と連携した体験型の茶文化発信。

こうした施策を地域ぐるみで推進することで、生産性と付加価値の両面から茶産業の再

活性化を図ることが可能である。

6. 結び

お茶は、日本の伝統的な農産物であり、単なる飲料としての価値にとどまらず、文化・観光・国際交流・健康といった多様な分野と結びついている。

本基本方針の着実な実行を通じて、持続可能な茶産業の確立と次世代への文化的継承を同時に実現することが、今後ますます重要となる。

7. 主な質疑応答要旨

質問 1：国内の煎茶需要が減少する中で、生産者の経営をどう維持するか。

業務用・輸出用への対応、有機栽培推進、スマート農業導入などによって、高付加価値化と効率化を進め、経営安定を支援していく。

質問 2：有機 JAS の取得は中小農家にとって大きな負担ではないか。

団体認証の活用や、第三者認証取得に対する支援制度を整備し、地域ぐるみの取り組みにより負担軽減を図る。

質問 3：輸出拡大は小規模農家にとって現実的か。

輸出は地域単位・生産団体単位で対応し、農協や商社などと連携した仕組みづくりを支援する。

質問 4：茶文化の継承とは具体的に何を行うのか。

学校教育、体験型プログラム、地域行事や観光資源と連携した取組を通じて、地域文化の保存と次世代への継承を進めていく。

質問 5：輸出額 816 億円という高い目標は実現可能か。

世界的な需要増や品質対応、認証取得支援の進展により、段階的に目標達成が可能との見通しが示された。

質問 6：スマート農業が進むと高齢農家を取り残されないか。

地域での共同利用や受託体制の整備により、規模や年齢にかかわらず恩恵を享受できるよう配慮していく。

(様 式 3)

調査研修 期 間	令和 7年 7月16日 ～ 令和 7年 7月17日	報告者 氏 名	村井勝彦
調査研究・研修結果及び所見			
1 7月16日(水)			
(1) 東京都調布市			
ア 「不登校支援への取り組み」・「青少年ステーションCAPSの取り組み」			
年々増加傾向にある「不登校児童生徒」への支援が求められ、各自治体においても法律等に基づき様々な不登校対策を展開している。これは、誰一人として取り残されない学びを保障する「COCOROプラン」が文部科学省から示された。これを受け、調布市では、現行の不登校支援の取り組みの成果と課題を明らかにし、これまでの支援方針を継承しながら、支援の体系を見直し、不登校の児童生徒への支援を行っている。			
イ 結果			
① 調布市では、不登校対策に係る支援を「教育委員会」と「市長部局」の役割が明確化されている。「教育委員会」では、教育支援コーディネーター」の配置のほか10項目において手厚い支援が行われている。一方、「市長部局」では、「学校・家庭生活などに関する困りごと等」に関して、本人や家族からの相談に応ずる「ここあ」など、4項目において手厚い支援が行われている。このようにそれぞれの項目において支援体制を確立し、不登校支援、対策を実施し、不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指している。			
② 「青少年ステーションCAPS」は児童福祉法に基づく「児童館」に該当するが、利用形態においては、中学生・高校生世代に特化した施設としている。また、利用方法については、利用者登録が必要となっている。この施設の運営は、「NPO法人ちゅうぶこどもネット」に委託している。施設の特色としては、自主性を重んじた居場所づくりをしており、イベントの企画や取り組みなど、利用者を中心となり実施しているのが現状である。また、施設利用のルールとしては、①挨拶をきちんとする、②他人の迷惑にならないよう行動する、③法律を守る、この3項目であり、この決まり以外には特に設定していない。			

ウ 所見

年々増加傾向にある不登校に関する支援体制や対策などについて、不登校巡回指導員の導入、また、相談支援体制の充実など、本市においても積極的に不登校対策を講ずるために参考となった。しかし、医療関係者との連携などを充実させ、更に支援を拡充すれば、更に不登校対策が充実するのではないかと感じた。

(2) 東京都府中市

ア 【府中市生涯学習センター（指定管理者：ミズノ㈱）】

「いつでも誰もが学習できる環境づくり」を目指して、多種多様な学習施設として府中市生涯学習センターが設置された。当該施設は、「指定管理者 ミズノ㈱」に委託し運営されている。また、スポーツエクレーションなどの振興を図るため、宿泊施設が併設されており、市民の学びと交流を支える拠点となっている。

イ 結果

- ① 施設の管理運営については、指定管理者が講座や教室など企画し多くの市民が利用されている。また、新たな利用拡大に向けて、新たな講座や教室などを企画し、新たな利用者の発掘についている。
- ② 指定管理者については、「団体の安定性」が審査項目となっており、施設管理も専門家、インストラクターの有資格者など、各種基準が公募条件として選定されている。
- ③ 府中市は、当該施設が老朽化しているため、2027年で閉館し、学びを推進するため、生涯学習と健康を分散し、更なる生涯学習を推進する計画である。

ウ 所見

生涯学習や子育て支援施策を進めるうえで、多種多様な学びを提供できる施設として参考となった。また、施設の管理運営に関しても、施設管理の専門家や生涯学習等の有資格者などの配置を公募の要件としており、本市も施設の管理運営については、今後、先進地の状況等を参考に指定管理者の選定を検討していく必要がある。また、スポーツ合宿の誘致等を行う場合、宿泊施設等の整備に関して検討していくべきである。

(3) 農林水産省 【「茶業及びお茶文化振興に関する基本方針」】

ア お茶の生産、消費の現状は、国内においては生活様式の変化などによる消費が減少傾向にあり、茶化の低迷が続き、また、生産についても高齢化や後継者の減少などにより、生産面積の減少が懸念されている。一方、海外市場は輸出の拡大などから対応が急務となっている。

このような状況から、農林水産省は「茶業振興に向けた基本方針」を示し、茶業振興に向けた具体的な方針等を示し、施策を行っている。

(2) 結果

- ① 需要の変化に対応した生産（甜茶・有機栽培など）、海外需要開拓などによる輸出の拡大、茶文化に関する振興、生産性の向上（DXの推進・生産者減少への対応など）、多様な消費者に向けた情報発信など、それぞれの課題解決に向けての対応を進めている。
- ② 特に、輸出の拡大に向けては、有機栽培の促進、甜茶への転換などを進めることとしている。
- ③ 更には、生産者の高齢化や生産性の向上、また、新規就農者の拡大や耕作面積の集約化に向けて、DXの活用などを進める必要がある。

(3) 所見

- ① 本市においても、生産者の減少や荒廃農地が装荷していることから、生産方法の転換やDXの導入など、農林水産省の方針に基づき、茶業振興に向けて検討を早期に行う必要がある。また、現状の施策や対応に関して見直しなどを行い、今後の茶業振興に向けた取り組みが求められる。

4 その他

- (1) 研修終了後、静岡県内の国会議員を表敬訪問し、本市に係る要望等を行った。
- (2) また、同じく、静岡県東京事務所を表敬訪問し、企業誘致等について状況を伺った。

調査研修 期 間	令和7年7月16日(水) ～ 令和7年7月17日(木)	報告者氏名	佐野武次
調査研究・研修結果及び所見 (参加議員それぞれが記入)			
研修先及び研修目的			
7月16日			
東京都 調布市			
1. 不登校支援への取組について			
2. 青少年ステーションCAPSの取組について			
東京都 府中市			
1. 府中市生涯学習センター(指定管理者:ミズノ)「いつでも、誰でも学習できる環境づくりに向けた施設運営」について			
7月17日			
農林水産省(参議院議員会館 会議室)			
1. 茶業及びお茶の文化振興に関する基本方針について			
市の課題に関する陳情並びに表敬訪問			
衆議院議員 城内 実氏・井林辰徳氏・西園勝秀氏			
参議院議員 牧野京夫氏・若林洋平氏・片山さつき氏・平山佐知子氏			
静岡県 東京事務所			
企業立地に向けた表敬訪問並びに派遣職員受け入れ方針の確認			
東京都 調布市			
1. 不登校支援への取組について			
不登校に対する対応や支援体制の在り方については、それぞれの自治体において課題となっているが、調布市においては、不登校児童・生徒の回復に向けて「混乱期」「低迷期」「回復期」と言った三つの段階に分けて、市や社会福祉協議会、また、NPO法人等と連携し、15の不登校の相談先や支援機関による支援体制を構築し、それぞれの子どもの状態を考慮しながら包括的に推進している。この他にも、総合相談窓口の「ここあ」をはじめ、小学校4年生から6年制を対象とした適応指導教室「太陽の子」や中学校1年生から3年生に対しては、社会的自立に向けて学ぶ学校として「はしうち教室」を開催するなど、状況に応じた多くの相談・支援体制を確立するとともに、子どもたちが困難を乗り越え、踏み出す一歩を手伝うことができるよう、自主性を重んじた体制が整えられていた。			
2. 青少年ステーションCAPSの取組について			
青少年ステーションCAPSは、中・高校生の世代を対象として平成15年に誕生した居場所である。自分たちの想像力を発見し、伸ばしつつ、その力を地域に還元することで、すべての人につながったまちづくりの施設である。運営はNPO法人の「こどもネット」に依頼しているが、様々なイベントや音楽スタジオをはじめダンススタジオなどの運営については、ステーション利用者のOBの方々が協力するなど、活発な活動が展開されていた。			

東京都 府中市

1. 府中市生涯学習センター（指定管理者：ミズノ）「いつでも、誰でも学習できる環境づくりに向けた施設運営」について

府中市生涯学習センターは、昭和60年に「生涯学習の推進の在り方」の検討を経て、約110億円をかけて建設された。敷地面積は約1万100㎡（米軍基地の跡地を払い下げ）、建築延べ面積は約2万400㎡と広大で、地下1階・地上4階建てで、研修室や工房、また、体育室・温水プールをはじめ、合宿用の宿泊施設なども備えている。令和5年から（株）ミズノが指定管理者となり運営しており、去年は約36.2万人が利用し、その内講座利用者は約6万人とのことであった。

講座については、自主事業として指定管理者が企画するが、内容的に問題があるようであれば担当課が指示をしている。参加者は女性が8割を占めていることや偏りがあることが課題との事であった。また、施設の老朽化から令和10年には取り壊しが決定しているとのことで、今後の生涯学習施設の在り方を検討する中では、1ヶ所集中型の施設よりも、公民館等を利用して分散すべきとの意見があり、その方向で検討するとのことである。

【所見】

調布市の不登校支援への取組については、本市と類似した事も行われていたが、不登校児童・生徒の回復に向けて「混乱期」「低迷期」「回復期」と言った三つの段階に分けて、対応していたことが印象に残った。市域や人口規模、またマンパワーの違いはあるが、やはり、こうした状況に合わせた支援は重要ではないかと感じる。新たに設けられた「子ども若者家庭センター」の役割等を検討する中において、そうした考えについて意見を申し上げていきたい。

青少年ステーションCAPSについても、運営主体の考えが良く利用者に受け入れられており、これらを伺い考えさせられたことは、本市においては、あれはダメ・これはダメと言うような、大人の既成概念を押し付けすぎているのではないかと感じた。議会と高校生との意見交換会においても、彼らが求めていることは、ルールを守りながら楽しめるようなところがあったらいいなと言ったような要望ではないだろうか。

また、府中市生涯学習センターは、とにかく広大で施設内は迷うほどであったが、大型の箱モノは、やはり維持管理費等に課題が出てくると感じた。府中市では、今後は分散型で生涯学習施設を考えていくとの事であった。また、指定管理者の自主事業に係る収入については、全て指定管理者の収入としていると伺い、本市でも、そうした体系にする方が、管理者のモチベーションも上がり、市民サービスの充実に繋がり、指定管理制度の本来の役割が果たせるのではないかと感じたところである。

農林水産省（参議院議員会館 会議室）

1. 茶業及びお茶の文化振興に関する基本方針について

茶業に関する基本方針については、当初、平成23年4月に議員立法により施行された「お茶の振興に関する法律」に基づき策定され、その後、令和2年4月に改正されたが、食料・農業・農村基本法の改正や茶業を取り巻く情勢の変化などを受け、令和7年4月に

「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」として改正された。

主な内容としては、お茶は日本を代表する文化であるとともに、中山間地における基幹作物であることなどから、茶業やその文化振興の意義や課題を踏まえ、今後の基本的な方向を定めるとともに、需要の長期見通しと生産目標の設定。また、生産性の高い茶生産に向けた生産基盤等の推進を図るとともに、加工・流通の高度化や輸出の更なる促進など、消費の拡大から文化の振興に至るまで、現状や将来を見据えた対応策が網羅されている。

特に、生産量については、生産目標は現状維持の7.5万tとするものの、輸出量は1.5万tと倍増としていることをはじめ、積極的な施設整備や消費拡大に向けて様々な支援が盛り込まれている。

【所見】

茶業振興に向けて、新規就農者への支援をはじめ、様々な支援が盛り込まれていることは評価するものである。意見交換の中では、静岡県における先進的な取り組みも紹介されたが、鹿児島県との違いについては、生産者の意識が統一していることなど、再度、生産量日本一を目指すためには、まとまりが必要であるとのことであった。

また、松下コレクションについても伺ったが、基本方針が目指すところの茶文化の振興ではなく、文化財として文科省に問い合わせてみてはとの回答であった。

基本方針の支援メニューを利用できるところは、大いに活用し振興に繋げていたいただきたいが、既に、荒廃地となってしまうている、本市の茶園の再利用については、こうした制度も活用しながら、様々な角度から研究を進めて改善に向けて検討して参りたい。

市の課題に関する陳情並びに表敬訪問

選挙中であったため、直接、議員にはお会いできなかったため、秘書の方に本市の主要事業の資料をお渡しし、ご配慮をいただくようお願い申し上げてきた。

静岡県 東京事務所

今後の本市への企業立地に向け、情報提供などをお願いするとともに、派遣職員の受け入れについての依頼を行った。

調査研修 期 間	令和7年7月16日～ ～令和7年7月17日	参 加 者 議 員 名	山 田 貴 子
調査研究・研修結果及び所見(参加議員それぞれ記入)			
令和7年7月16日(水) 東京都調布市にて「不登校支援」への取り組みについて			
不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくとも出来ない状況にある者 年間30日以上欠席した者(病気、経済的理由による者を除く)とあります。ここ数年不登校児童・生徒数は増加しており、国や東京都も同様です。			
不登校出現率は、小学校1.99%、中学校7.43%でここ数年増加している			
不登校児童・生徒について把握した事実では、小学校では「不安・うつ等の相談があった」が多く、次いで「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」中学校では「不安・うつ等の相談があった」が多く「生活リズムの不調に関する相談があった」が多かった。調布市における不登校支援の基本的な考え方「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体性に捉えて、社会的に自立することを目指す。誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策			
学びの多様化学校分教室を設立「はしうち教室」「はしうち教室」名称の由来・教職員が生徒に寄り添いつつ生徒自身が自分の殻を打ち破り、自立する姿を「はしうち」になぞり教室名に設定			
特色ある教育活動 ・小集団の学級編成 15名程度 ・独自の教科の設定(表現科、CST、個別学習) スクールカウンセラーによる指導 ・年間授業時数910時間(国は、1015時間) ・時間割の工夫(午前3時間午後2時間)朝が苦手な子は9時始まりでもよいことになっています。			
相談&サポート ・調布市子ども・若者支援地域ネットワークでは「不登校」や「ひきこもり」等さまざまな課題を抱えた当事者やそのご家族を、地域の事業者が連携し、サポートしています。			
各事業者の番号で相談先を探すことができ、相談先に迷ったら子ども・若者総合支援事業ここあに相談するといった相談窓口が25か所あります。年間で1万件を超えて利用があるそうです。			
365日24時間チャットで相談できるようになっています。			
(研修結果と所感)-不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにする。一			
袋井市も年々増加している不登校に対しての捉え方がわかってきました。まずは、不登校生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもち「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことの大切さが理解できました。袋井市も不登校への支援の基本的な考えや相談ができる事業者の多さなど今後の不登校生徒数の減少に参考になると思いました。			

青少年ステーションCAPSの取り組みについて

①施設のプロフィール 平成15年調布市に開設した中学生・高校生世代向け児童館

令和6年度延べ利用者数23,443人一日平均64人 3大ルールがある1、挨拶をきちんとしよう！、他の人の迷惑にならないよう行動しよう！、法律を守ろう！（未成年の飲酒・喫煙等）

・地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする

児童福祉施設 CAPSは、活動のカテゴリーの数が多く中には、大学生が講師となっているサークルもある。

(所感)遊びを通してコミュニケーションをとり、スタッフによるイベントを開催したり、スキルアップに努めたり

信頼関係に取り組んでいる。地域住民との交流の場づくり、中・高校生世代の遊びの場を提供し、地域で

育つための計画づくりなど、袋井市にない中・高校生のための施設です、いずれ必要になると思いました。

東京都府中市 府中市生涯学習センター(指定管理者 ミズノ(株))

「いつでも、誰でもが学習できる環境づくりに向けた施設運営」について

総合学習施設として講堂や研修室、図書館、美術室、陶芸・版画・写真・木工・音楽・語学・パソコン教室など

様々な学習ニーズに対応できる各種施設、多目的ホールのほか温水プールやトレーニング室・体育館などの

スポーツ施設があり、宿泊学習や宿泊研修などの宿泊施設もあり多種多様な施設が設けてありました。

30年近くなる施設ですので今後の課題として、老朽化・少子化問題や高齢化社会に対する課題もあり

平成10年に閉館し、移転についても考えているとの事でした。もともとこの場所は米軍の基地で変換された、

壮大な土地です。平成5年に110億円で建設されました。交通の便が良いところ、そして学びを地域に

おろすして、公民館や学校などでやっていただくよう考えています。

(所感)民間の運営なので、講座など全体的に高額ですが、興味を引く講座が数多くあり素晴らしいと思う。

その収入を指定管理者が得ることで施設の維持管理やより良い企画運営が出来受講者も多く待ち望んでい

る講座が持続可能になっていると思います。複合施設ならではの特徴を生かしていると思いました。

翌日農林水産省「茶業及びお茶の文化振興に対する基本方針」について学びました。

これまでの基本方針の策定状況 平成23年4月:お茶の振興に関する法律施行 茶業及びお茶の文化

の振興に関する基本方針策定 令和2年4月:基本方針の改正(消費者ニーズに対応した品質・付加価値の

向上、輸出の拡大など)【農政全体の動き】令和6年6月:食料・農業・農村基本法改正令和7年4月見直し

【茶業を取り巻く情勢】生活様式の変化等により、国内消費が減少し茶価は低迷・輸出は過去最高を更新

しています。、拡大する海外需要への対応が重要・生産者の高齢化や繁忙期の労働力不足等により栽培

面積・生産量が減少。

輸出先国・地域では米国が最も多く(全体輸出量の3割)東南アジア約2割 米国向けは、粉末抹茶が約8割

台湾向けは、リーフ茶が9割 有機栽培茶は海外でのニーズが高く、残留農薬規制対応の観点からも適している。全国の有機JASほ場面積(茶畑)の約5割は鹿児島県、次は静岡県 鹿児島県茶生産量は横ばい、煎茶から甜茶への転換が進んでいる。てん茶の生産上位は、鹿児島県1585t(シェア38%) 京都府970t(23%)静岡県505t(12%)となっている。

今後の茶業及びお茶の文化の振興に関する基本的な方向

・需要の変化に対応した生産(てん茶や有機栽培など)→海外需要開拓等による輸出の更なる拡大→文化に関する理解増進→多様な消費者層に向けた魅力・情報発信等による消費の拡大→生産者減少に対応した生産性の一層の向上 生産数量目標を輸出数量 1.5万t 生産数量 7.5万t 輸出額 810億円 (所感)お茶は、高い精神性とおもてなしの心を育む日本を代表する文化です。生産から加工・流通・販売まで裾野が広く、地域経済において重要な産業です。しかし国内消費が減少し、生産者の後継者不足や繁忙期の労働力不足などにより栽培面積・生産量が減少しています。

今後は輸出が過去最高を更新していますので、拡大する海外需要への対応に向け、てん茶や有機栽培に生産を伸ばすことで、将来が見えるように感じました。

とはいっても今までのリーフ茶とは違いますので、国としての交付金なども考えてお茶の文化を続ける策が必要だと思いました。

続いて表敬訪問を衆議院・参議院議員会館にて地元の関係代議士に挨拶回りをしてきました。

(様式3)

調査研修 期 間	令和7年7月16日(水)～ 令和7年7月17日(木)	参加者 議員名	高 木 清 隆
1:東京都調布市 「不登校支援への取組」について ア・不登校の現状 不登校出現率は、小学校1.99%、中学生7.43%であり、小・中学校ともに、ここ数年増加 イ・不登校の要因 不安・抑うつ、生活リズムの不調 ウ・支援の在り方 「学校の登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す ・「不登校児童生徒に問題がある」という決めつけを払拭 ・不登校生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢をもつ 児童生徒の自己肯定感を高める 廻りの大人との信頼関係を構築する エ・支援の取り組み 中学生 ～ 学びの多様化学校分教室「はしうち教室」 ・小集団での学習が適切であると判断される生徒らが対象 小集団の学級編成(15名) 独自の教科の設定 ～ 表現科、CST、個別学習 小学生 ～ 3適応指導教室「太陽の子」 ・学習の時間、グループの時間など柔軟な活動の設定 ・自分で選ぶ、自分で決める オ・大学と連携した不登校支援プロジェクト「SWITCH」 メンタルフレンド ～ 小・中学生の家庭に大学生を派遣し、相談や学習支援を 学校に行きづらい子どもの保護者の集い ～ 専門家の講演、保護者同士での語り合いの会 カ・不登校対応巡回教員 加配教員による、未然防止や早期支援の取り組みにより、出現率を抑制 考察 不登校については、どの児童生徒にも起こりうることとして捉え、すべての児童生徒に対するきめ細やかな配慮や対応が必要であり、調布市の取り組みから、不登校という状況が継続すること自体は、本人の進路や社会的自立のために望ましいことではなく、児童生徒の自立をいかに促すかという視点をもって適応指導などの指導・援助に努めることが大切であること。さらには、不登校については、その要因・背景が一層多様化・複雑化していることを踏まえ、その実態把握に当たっても、学校・家庭・地域が連携協力し、不登校児童生徒の状態や支援の在り方について正しく見極め(「アセスメント」)を行うことが重要であることを再認識させられた。 調布市の取り組みから、 1・不登校の解決の目標は、児童生徒の将来的な社会的自立に向けて支援することである。 したがって、不登校を「心の問題」としてのみとらえるのではなく、「進路の問題」としてとらえ、			

本人の進路形成に資するような指導・相談や学習支援・情報提供等の対応に取り組む必要があること。

2・学校、家庭、地域が連携協力し、不登校の児童生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのか正しく見極め(アセスメント)を行い、適切な機関による支援と多様な学習の機会を児童生徒に提供することが重要であること。

3・不登校となった子どもへの対応に関してその保護者が役割を適切に果たせるよう、時機を失することなく児童生徒本人のみならず家庭への適切な働きかけや支援を行うなど、学校と家庭、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。

4・児童生徒が不登校となった背後にある要因や直接的なきっかけは様々であるため、児童生徒の状況に応じ、学校外の関係機関や関係団体・専門家との連携を図り、個々の児童生徒が必要としている支援が的確。迅速に構築できるよう、ネットワークを構築するなど、日ごろから関係機関等との連携を図ることが重要であること。

本市においても、不登校・引きこもり支援に向け、教育支援センター「ひまわり」を中心に、様々な活動を通じて、子どもの自立に対する意欲向上に向け取り組んでいただいておりますが、残念ながら、不登校児童生徒は増加傾向にあります。あらためて、自治体の構成規模の違いがあるものの、先進事例を調査研究するなかで、本市での課題でもある、

- ・支援員の専門性の向上
- ・個に応じた学習支援
- ・社会的自立を目指した支援

に取り組む必要性を感じたところであります。

「青少年ステーションCAPSの取組」について

ア・施設について

中学生・高校生世代向けの児童館

イ・利用のルール

- ・挨拶をきちんとしよう
- ・他の人の迷惑にならないよう行動しよう
- ・法律は守ろう(未成年の飲酒・喫煙等)

ウ・事業展開について

こどもの権利・意見を元に行われることに向け、関係機関と連携し、ソーシャルワークを展開

- ・安心・安全な居場所をつくるために
- ・思春期世代の悩みや課題への支援
- ・中・高校生世代の遊びの場をつくるために
- ・利用者が地域で育つために
- ・中・高校生世代の声を形にするために

考察

放課後対策は、長らく小学生を主たる対象としており、現代の中高生は、複雑化する人間関係、学業や将来へのプレッシャー、そしてSNを通じた常時接続社会のストレスなど、多岐にわたる課題に直面しているなか、中・高生は公的な支援の「谷間」に置かれ、家庭や学校、塾以外の選択肢が極めて乏しい状況にあり、「居場所の崖」ともいえる状況が、多くの中・高校生世代を

孤立や不安に追い込んでいるのではないかと、あらためて考えさせられた取り組みでありました。

自治体が高中生の居場所づくりを行う意義は、こども基本法に定められた全てのこどもの権利を保障する行政の根源的な責務の遂行であり、次代を担うこどもの社会的・情動的なウェルビーイングを育む予防的な社会投資であると言われています。

青少年ステーションCAPSにおいては、失敗が許容される安全な環境で、イベントの企画やサークル活動など、自らの「やってみたい」という気持ちを形にする挑戦ができ、学校や家庭での役割や評価とは異なる軸で、ありのままの自分が受け入れられる経験を通じて、自己肯定感を育める取り組みであり、参考とすべきであります。

2:府中市生涯学習センター

ア・目指すもの

多種多様な学習機会の提供と、「いつでも、誰もが学習できる環境づくり」

イ・施設概要について

講堂や研修室、図書館、美術室・陶芸・版画・写真・木工・音楽・語学・パソコン学習など様々な学習ニーズに対応できる各種設備、多目的ホールのほか温水プールやトレーニング室・体育室などのスポーツ施設があるほか、宿泊学習や合宿研修などの宿泊施設もある、総合学習施設

ウ・運営について

ミズノ・KPBグループによる指定管理

考察

平成5年(1993年)に建設された複合施設であります。多様化する市民の学習要求に対応するために拠点施設の必要性を検討するなか、「スポーツ・レクリエーションの振興」の取り組みを目指し、府中市基本計画を改定することにより、総合複合施設の建設に至ったとの事であり、多様な人々が気軽に集い、交流し、学び、教えあう身近な場を実現するために取り組んでこられたとのことですが、施設の老朽化、学習機能によっては、稼働率が低い諸室が多いこと、当該施設に関わっている団体等からは、交通利便性が良くないことから、当該施設の在り方が検討されているとのことでありました。

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策については、学習成果が地域課題解決につながる学習が求められると指摘されています。また、「まちづくり、しごとづくり、ひとづくりを三位一体で取り組む視点が重要である」との方向性を示されています。

本市においては現在、地域住民が主体的に地域課題を解決していくための学習と活動の拠点として、14のコミセンが設置され、それぞれにまちづくり協議会を立ち上げ、まちづくり、ひとづくりに取り組んでおりますが、さらなる地域に根差した生涯学習の拠点施設として、

- ・誰もが使いやすい、ひらかれた施設
- ・親しみやすい施設
- ・子ども目線の重視
- ・つながり、交流の場としての展開
- ・地域住民のみならず、地元企業や近隣大学の学部やゼミと共同での運営改善
- ・講座・教室を民間企業等が開催など、民間企業等の積極的な参入促進

の必要性を感じたところであります。

3:農林水産省

「茶業及びお茶の文化振興に関する基本方針」についての概要

1 茶業及びお茶の文化の振興の意義

伝統と文化を育みながら国民の生活に深く浸透し、豊かで健康的な生活の実現に寄与している。

茶業は、裾野が広く地域経済において重要な産業となっている。

日本文化を伝播する入口としての重要な役割を担っている。

2・お茶をめぐる課題

リーフ茶を中心に国内消費量は減少し、茶の価格は低迷している

ペットボトルの消費は拡大傾向にある。

輸出は、近年増加傾向で推移しており、供給体制を強化することが重要である。

生産面では、生産者の後継者不足、繁忙期の労働力不足等により、栽培面積・生産量は減少傾向にある。

3 今後の茶業及びお茶の文化の振興に関する基本的な方向

てん茶への茶種転換や有機栽培等への栽培法の転換など需要の変化に対応した生産を推進する。

茶園の集積・集約化、基盤整備、老齢茶樹の改植や、スマート農業技術等の開発・導入の推進により生産性を一層向上させる。

現代の消費者の生活様式に合わせた飲み方等を提案すること等を通じて、国内外に日本茶の魅力・情報を発信し、消費拡大を図る。

これらの取組の推進に当たっては、産地や個々の生産者等だけでなく、茶商やドリンクメーカー等の実需者や輸出・流通事業者、食品関連産業・外食産業・観光産業等の他業種、研究開発機関や機械メーカー、行政機関など茶業関係者が茶業の現状に対する共通理解を持ち、茶業の維持・発展に向けて一体的に取り組むとのこと。

考察

近年、日本国内でのお茶の消費は生活様式の変化により減少傾向にあり、静岡県はもとより、本市においても同様であり、これに伴い、茶価の低迷が続いており、生産者の収益圧迫が懸念されている。一方で、お茶の輸出は過去最高を更新しており、特に抹茶などの需要が海外で増加している。そのため、海外市場に向けた輸出拡大の対応が急務となっている。しかし、茶園の高齢化や労働力不足といった問題により、生産面積の減少が懸念され、今後の生産量に影響を与える可能性がある。

課題

・持続可能な茶生産体制・基盤の再構築

消費・販路拡大について理解を深めて、出口を意識した生産をに取り組む必要があり、生産者全体が危機感を共有し、将来展望を協議してプランを描き、実行に移す、生産者を中心とした推進体制を確立が必要では。

・組織経営体(株式会社)への転換による生産体制の強化

儲かる茶業のための生産組織の在り方について生産者を中心に検討を進め、利益の最大化を可能とする組織経営体(株式会社化)を育成し、次世代が魅力を感じ参入しやすい体制を構築が必要では。

・生産者不足に対応する第三者継承も見据えた担い手の育成

茶生産を持続可能とするため、茶産業へ就農を希望する人材の育成、新規就農者の受入体制の構築、親元就農者への支援策の検討、企業による茶生産参入に向けた検討が必要では。

・持続可能な茶生産を実現するための生産基盤の整備

ふくろい茶の生産量を確保するための市内茶園の在り方(ゾーニング)を検証し定め、同時に担い手への集積、集約化、茶園共同管理組織の育成とともに、基盤整備を推進し、茶生産基盤の構造的な効率化を図る必要では。

・作業の省力化に対応するスマート農業(ICT 技術)の導入

立地条件や経営形態等に応じたスマート農業の積極的導入が必要では。

本市の茶業の現状を、SWOT分析により示された、内部環境、外部環境における強み、弱みをもとに、様々な分野の業種との連携により、ふくろい茶の価値向上に取り組むことを期待する。

袋井市政の近況と地域が抱える課題についての、陳情・要望・表敬訪問

・衆議院、参議院議員会館

地域が抱える課題

1・公立病院経営に対する財政支援について

2・多文化共生施策の一層の推進について

3・GIGAスクール構想にかかる環境整備への財政支援について

4・「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急防災・減災事業債」、「公共施設等適正管理推進事業債」の期間延長について

5・自治体情報システムの標準化・共通化における地方自治体に対する負担軽減について

6・公立学校の体育館等における空調(冷房)設備に係る財政支援について

・静岡県東京事務所

企業誘致に向けて

(様 式 4)

物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 7 年 7 月 22 日

会 派 代 表 者 高木清隆様

会派名 共創ふくろい

氏 名 鈴木賢和

項 目 (該当項目に○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 ⑦ 資料作成費 8 資料購入費 10 事務所費 (9 人件費は別の任意様式)
金 額	500円
支出にかかる内訳 ➤ 品名 ➤ 数量 ➤ 年月日 等	コピーカウント料（7月支払い分） 令和7年6月1日から6月30日
購 入 先	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
支 出 年 月 日	令和 7 年 7 月 22 日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備 考
06-09-20	BF	*7,276	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*2,187,085	
06-10-21	BF	*6,344	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*2,180,741	
06-10-27	BA	*100,110	CDﾃﾞｽｸﾘﾖｳﾔ110	*2,080,631	326
06-10-31	BF	*369,760	CD	*1,710,871	326
06-11-20	BF	*5,836	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*1,705,035	
06-11-26	BA	*100,220	CDﾃﾞｽｸﾘﾖｳﾔ220	*1,604,815	923
06-12-20	BF	*2,918	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*1,601,897	
07-01-20	BF	*1,771	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*1,600,126	
07-02-15	AF	利息	*731	*1,600,857	
07-02-20	BF	*14,742	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*1,586,115	
07-02-25	BF	*457,130	CD	*1,128,985	326
07-02-25	AA	預金機	*200,000	*1,328,985	326

07-03-11	BA	*240,000	CD	*1,088,985	
07-03-18	BA	*312,000	CD	*776,985	
07-03-21	BF	*4,204	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*772,781	
07-03-27	BA	*772,000	CD	*781	
07-04-08	FF	ﾌｸﾛｲｼｶｲｹｲｶﾝﾘ	*250,000	*250,781	
07-04-09	BA	*20,000	CD	*230,781	
07-04-21	BF	*2,725	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*228,056	
07-04-25	BA	*227,000	CD	*1,056	
07-05-16	FF	ﾌｸﾛｲｼｶｲｹｲｶﾝﾘ	*2,475,000	*2,476,056	
07-05-17	BA	*261,610	CDﾃﾞｽｸﾘﾖｳﾔ110	*2,214,446	334
07-06-20	BF	*11,587	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*2,202,859	51101
07-07-15	BA	*35,000	CD	*2,167,859	326

○記号の説明

AA,AF……………入金
 FA,FF……………振込
 C0,1,2,3,4…他店券入金
 TF,TO……………取立
 BA,BF……………支払

●他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。
 なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。

年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備 考
07-07-22	BF	*500	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*2,167,359	6/1~6/30
07-07-28	BF	✓*275,050	CD	*1,892,309	329
07-08-04	BF	*18,216	ｼｬｰﾌﾟﾌｧｲﾅﾝｽ	*1,874,093	
07-08-08	BA	*57,500	CD	*1,816,593	329
07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,759,093	329
07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,701,593	329
07-08-16	AF	利息	*1,097	*1,702,690	
07-08-20	BF	✓*1,601	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*1,701,089	
07-08-21	BA	✓*1,735	CD ﾎﾔｰﾌﾟ ﾏｲﾅﾝｽ	*1,699,354	329
07-08-21	BA	✓*2,879	CD	*1,696,475	329
07-08-21	AA	預金機	*22,462	*1,718,937	329
07-09-08	BF	✓*12,540	HC) ﾓﾂﾐ ﾏｲﾅﾝｽ	*1,706,397	

07-09-22	BF	✓*261	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*1,706,136	
07-10-06	BA	*10,000	CD	*1,696,136	329
07-10-20	BF	*4,034	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*1,692,102	
07-11-20	BF	*1,724	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*1,690,378	
08-01-07	BA	*394,560	CD	*1,295,818	329
08-01-20	BF	*1,424	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*1,294,394	
08-01-23	BF	(*432,640	CD	*861,754	334
08-01-23	BA	*11,428	CD ﾏｲﾅﾝｽ	*850,326	334
08-02-20	BF	*970	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*849,356	
08-02-21	AF	利息	*1,383	*850,739	
08-03-05	BA	*198,000	CD	*652,739	
08-03-23	BF	*1,724	ﾌｼﾞﾌｳｲﾙﾑBI	*651,015	

●記号の説明

AA,AF……………入金
 FA,FF……………振込
 C0,1,2,3,4…他店券入金
 TF,TO……………取立
 BA,BF……………支払

(上記最終差引残高新通帳へ繰越)
 ●他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。
 なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。
 ●「カリキョウ」と印字されたお取引は仮の記帳です。後日、記帳されていないお取引とともにご記入いたします。なお、残高はこの通帳の最終残高です。

(様 式 4)

物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 7 年 8 月 2 日

会 派 代 表 者 高木清隆 様

会派名 共創ふくろい
氏 名 鈴木賢和

項 目 (該当項目に○印)	1 調査研究費 ② 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 7 資料作成費 8 資料購入費 10 事務所費 (9 人件費は別の任意様式)
金 額	142,500円
支出にかかる内訳 ➤ 品名 ➤ 数量 ➤ 年月日 等	令和7年8月2日 決算審議特別講座（森岡弘記、村松孝師、夏目幸彦） 47,500（旅費17,500+負担金30,000）×3人＝142,500円
購 入 先	地方議員研究会、東海旅客鉄道株式会社
支 出 年 月 日	令和 7 年 8 月 2 日

※裏面に領収書添付

（会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。）

領収証

2025 年 8 月 2 日

共創ふくろい (村岡弘記) 様

★

¥30,000

但

8/2 決算審議特別講座①

8/2 決算審議特別講座②

研修会受講代として

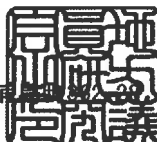
上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒221-0042

神奈川県横浜市神奈川区清見町 3-2-2

TEL 050-1089-9835



領収証

2025 年 8 月 2 日

共創ふくろい (村松孝郎) 様

★

¥30,000

但

8/2 決算審議特別講座①

8/2 決算審議特別講座②

研修会受講代として

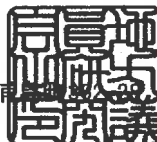
上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒221-0042

神奈川県横浜市神奈川区清見町 3-2-2

TEL 050-1089-9835



領収証

2025 年 8 月 2 日

共創ふくろい (夏目孝彦) 様

★ ￥30,000

但 8/2 決算審議特別講座①

8/2 決算審議特別講座②

研修会受講代として

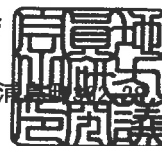
上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒221-0042

神奈川県横浜市神奈川区清見町4-2-1

TEL 050-1089-9835



路 程 ・ 運 賃 明 細 書

R7 共創ふくろい

月 ・ 日	区 間	路程(km) 換算キ口	運 賃	新幹線 特急料金	車 賃	日 当	宿 泊 料	参加費	計
8月2日	袋井 ~ 掛川	8.8	(238.1km)			1,500			1,500
	掛川 ~ 東京	229.3	4,070	3,930					8,000
	(研修)							30,000	30,000
	東京 ~ 掛川	229.3	(238.1km)	3,930					3,930
	掛川 ~ 袋井	8.8	4,070						4,070
	計	476.2	8,140	7,860	0	1,500	0	30,000	47,500

× 3名
142,500

(様 式 2)

確 認	会派代表者	経理責任者
		

供 覧	議 長	副議長	局 長	参 事	局次長	係
						

調査研究・研修計画書

令和 7年 7月 4日

袋井市議会議長 佐野 武次 様

会派名 共創ふくろい

氏 名 夏目 幸彦

参加予定議員名	森岡 弘記、 村松 孝師 、夏目 幸彦 《計 3 名》		
期 間	令和 7年 8月 2日 (土) ~令和 7年 8月 2日 (土) 《 0泊 1日》		
調査研究研修先	リファレンス西新宿大京ビル2階 〒160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目21-3 決算審議特別講座① 決算審議で聞くポイント、質疑のための着眼点 (施策評価・総合戦略)、事務事業評価の活用 決算審議特別講座② 決算審議のための事前確認資料、特別会計質疑のポイント 決算質疑の事例、決算質疑後のやるべきこと		
概 算 費 用	研修費	90,000 円	(@30,000 円×3)
	交通費	52,500 円	(@17,500 円×3)
	合 計	142,500 円	

※視察行程表を添付してください。

(様 式 2)

調査研究・研修の目的及び市政との関連性

(調査研究先・研修先ごとにそれぞれ記入)

本研修は、会派所属の1期生議員3名が、一般会計および特別会計に関する決算審議に必要な基礎知識と実務的視点を習得し、今後の議会活動における政策立案能力および監視機能の強化を目的として実施するものである。決算審議は、予算の執行結果を精査し、次年度以降の予算編成や施策改善に活かす重要な議会権能であり、地方自治体の行財政運営の透明性と健全性を確保するうえでも欠かせない。本研修で得た知見を共有し、実効性ある審議と政策提言に繋げることで、市政の質的向上に資することを目指す。

決算質疑特別研修

東京

8/2 (土) 9/6 (土)

10:00～12:30

決算審議特別講座①

- ・決算審議で聞くことはこれだ
- ・事業の内容を確認するだけの質疑は終わらせよう
- ・質疑のための着眼点
- ・施策評価、総合戦略から質疑を作ろう
- ・事務事業評価を活用しよう

13:30～16:00

決算審議特別講座②

- ・決算審議の為に事前に見ておく資料とは
- ・役所の資料は質疑の宝庫
- ・特別会計の質疑のポイント
- ・私の決算質疑の事例を紹介
- ・決算質疑の後にやるべきこと



元枚方市議会議員

講師 木村 亮太
きむら りょうた

枚方市生まれ、大阪大学経済学部卒業後、スタートアップ企業（ベンチャー企業）を経て、2011年より無所属で3期12年枚方市市議会議員として活動。2023年4月で任期満了。2015年度監査委員、2016年度議会改革調査特別委員会委員長、2018年度副議長、2022年度議長などを歴任。市議会議員時代の政策提言や議会改革の取り組みがマニフェスト大賞最優秀賞グッドアイデア賞、優秀賞躍進賞を受賞。『はじめて取り組む自治体職員のための成果連動型委託契約(PFS)/ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)実践ガイドブック』、日経グローバルに寄稿実績あり。全国市議会議長会での講演実績あり。グロービス経営大学院でMBA、京都大学大学院公共政策大学院で公共政策修士を取得

FAX 050-6868-9679

申し込みはFAXまたはメールにて

お申込み後、一両日中に事務局よりFAXまたはメールにて【受講確認書】を送付いたします。
【受講確認書】に従い、事前に口座へのお振込みください。



メール申し込み

mail@chihogiken.or.jp



FAX申し込み

申込書に必要事項を明記し、
参加される講座をお選びいただき ☐ チェックを入れて
FAXで050-6868-9679宛にお送りください。

8/2(土) 東京会場



10:00~12:30
決算審議特別講座①



13:30~16:00
決算審議特別講座②

9/6(土) 東京会場



10:00~12:30
決算審議特別講座①



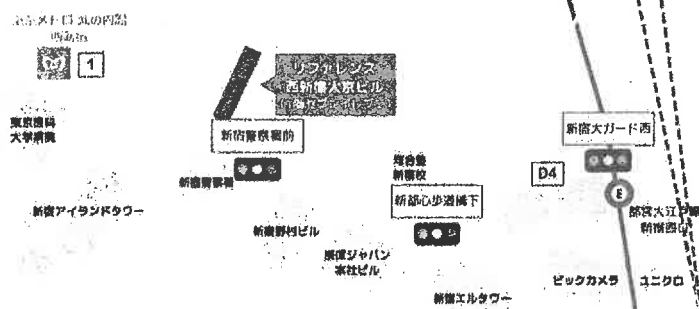
13:30~16:00
決算審議特別講座②

開場時間は午前は9時30分、午後は13時からになります。
お時間前の来場は入室できないことがありますのでご注意ください。

フリガナ お名前	貴議会名 (期月)
電話番号 () —	FAX番号 () —
メールアドレス	
領収書のご宛名	
☐ 当日不参加（資料・USB動画データ・領収書郵送希望） 動画データの無断転載はしないことに同意して申し込みます。 ※定員がございますので、チェックされた方は来場されてもお断りさせていただきます。 必ず欠席される方のみチェックしてください。	
郵送サービスご希望の方は チェックしてください	
郵送先住所 ※郵送ご希望の方は ご記入ください	〒 —

東京会場 リファレンス西新宿大京ビル2階

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目21-3



東京メトロ丸の内線【西新宿】駅 1番出口 徒歩1分
都営大江戸線【新宿西口】駅 D4出口 徒歩8分

受講料

1講座 15,000円

※チェックボックス1つにつき15,000円です。

受講料は【受講確認書】到着後、
事前のお振込みをお願いいたします。

※キャンセルは7日前までのご連絡をお願いいたします。

お問合せ

地方議員研究会

TEL 050-6868-9678

FAX 050-6868-9679

メール mail@chihogiken.or.jp

住所 〒530-0001

大阪府大阪市淀川区西中島1-1-1 淀川駅前ビル7階E・F号室

下記QRコードより
HPへアクセスできます。



(様 式 3)

確 認	会派代表者	経理責任者
		

供 覧	議 長	副議長	局 長	参 事	局次長	係
						

調査研究・研修報告書

令和 7 年 8 月 8 日

袋井市議会議長 佐野 武次 様

会派名 共創ふくろい
氏 名 夏目 幸彦

参加議員名	森岡 弘記、 村松 孝師 、夏目 幸彦 《計 3 名》
期 間	令和 7 年 8 月 2 日 (土) ～令和 7 年 8 月 2 日 (土) 《 0 泊 1 日》
調査研究研修先	主催者 地方議員研究会 於) リファレンス西新宿大京ビル2階 〒160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目21-3 講師) 木村 亮太 氏 (元枚方市議会議員) 内容) 決算審議特別講座① 決算審議で聞くポイント、質疑のための着眼点 (施策評価・総合戦略)、事務事業評価の活用 決算審議特別講座② 決算審議のための事前確認資料、特別会計質疑のポイント 決算質疑の事例、決算質疑後のやるべきこと
考察特記事項	2011年～2023年4月まで12年間枚方市市議会議員として活動、その間京都大学大学院での研究や自主活動、議会では監査委員・副議長そして議長を歴任されている。その経験と実績に基づき実践的で次につなげるための着眼点・質疑のポイントそしてそのフォローについて学ぶことができ大変有意義な講義であった。

(様式 3)

調査研修 期 間	令和 7 年 8 月 2 日 ～ 令和 7 年 8 月 2 日	報告者 氏 名	森岡 弘記
調査研究・研修結果及び所見 (参加議員それぞれが記入) ■研修目的 本研修は、地方自治体における「決算質疑」の意義と実践的手法を学び、議会としてのチェック機能を高めることを目的として開催された。 決算審査においては、単なる数字の確認にとどまらず、予算に基づいた政策の成果検証・改善提案の視点が求められており、議員としての質疑能力の向上が不可欠である。 本講座では、そのために必要な事前準備・着眼点・質疑の技術について具体的に学ぶことができた。 ■研修内容の概要 1. 決算質疑の目的と役割 ・決算は「過去の会計報告」ではなく、「次年度予算への橋渡し」として位置づけられるべきであること ・“予算通りに使われたか”だけでなく、“政策効果があったか”“改善点は何か”を問うことが本質であること 2. 質疑のための着眼点 ・成果指標の達成状況 (KPI) ・事業の継続性・費用対効果 ・前年度からの改善点や変化点 ・「成果が見えにくい予算」に対する具体的な質疑方法			

3. 噛み合う質疑の構成と工夫

- ・ 事業目的を把握したうえで、「問いの意図」を明確にする
- ・ 質問は“検査”ではなく“対話”であるという姿勢
- ・ 感情論や主観ではなく、資料や評価に基づいた論理的な質疑展開の重要性

4. 決算前に確認すべき資料とポイント

- ・ 決算審査意見書（監査委員）を基に問題点の整理
- ・ 行政評価（PDCA）に基づく成果指標と実績の比較
- ・ 財政状況資料集から歳入歳出構造、目的別支出の傾向を分析
- ・ 人事給与制度（級別・職種別給与、手当、退職金等）の透明性確認

5. 具体的な質疑事例の紹介

- ・ 新規事業が成果を上げたと言われるが、どのような定量評価で判断したのか
- ・ 繰越金や不用額が大きかった理由と、事業実施体制の改善計画について
- ・ 補助金交付事業における審査基準の明確性と実施後評価の体制

■所感・学び

決算質疑は予算の事後検証であると同時に、行政運営全体の健全性を確認し、将来への政策提言につなげる重要な機会であると再認識した。

特に、行政評価資料や監査意見書を活用した“ファクトに基づく質疑”の重要性を強く感じた。

今後は、形式的な質問ではなく、「なぜこの事業にこの予算が必要か」「市民の成果として何が残ったのか」という視点を持って、実効性のある決算質疑に臨む姿勢をさらに強化したい。

■今後への活用

- ・ 行政評価・決算資料の事前読み込みとテーマ設定の徹底
- ・ 部局ヒアリング時の質疑方針立案に本講座のフレームを反映
- ・ 成果に着目した“市民視点”と“論理性”のある質疑づくりを継続して行う

(様 式 3)

調査研修 期 間	令和 7 年 8 月 2 日 ～	報告者 氏 名	村松孝師
	令和 7 年 8 月 2 日		

調査研究・研修結果及び所見

(参加議員それぞれが記入)

講師 木村亮太 氏 元大阪府枚方市議会議長

市議会議員 12 年 3 期 2011 年初当選 行政経験・秘書経験なし

○決算審議の目的

前年度の事業内容を確認し、お金の使い方が適正であったか判断し認定するかしないかを
決める。効果を明らかにし、次年度以降に反映させること。

9 月議会は昨年度の事業と決算を振り返り、次年度の予算を検討

事実確認だけの質問ではなく政策提言となるような質問をすること

決済質疑の流れ

事業内容・目的の確認、その事業で何を目指しているのか

過去の目標と実績、事業の目標に対して実績は何か、適切な目標となっているか、実績は
達成しているか

実績の理由、なぜその実績なのか。未達成の場合、原因分析はできているか

次年度以降の提案、継続すべきか、予算を拡充すべきか、縮小すべきか、やり方を変える
べきか

決算質疑に対しては、具体的に確認する着眼点を知っていないといけなと感じました。
7 年度予算は改選前に可決されているので事細かく目を通す必要があります。質疑を作る
のであれば、市職員に投げかけて、話を聞き、問いかけなければ発言できないと感じまし
た。一般質問も同じですが自分の思いだけで解決できる話ではないので勉強し、どこが問
題か数字や市民のニーズを考量して解決できるように質疑ができるようにします。

○かみ合う質問にするために

いつ・どこで・誰が・何を・なぜ・どのように

当局の質疑の回答を引き出すための言葉のキャッチボールだと思います。再質問ができるような回答にすることも大事になってくること、次の定例会の時にもどうなっているか経過を質問出来たりと幅が広げられることも大事だと感じました。

9月からの定例会に向けて、先輩議員に教えていただいて、着眼点や数字の見方など勉強していきます。

(様 式 3)

調査研修 期 間	令和 7 年 8 月 2 日 (土)	報告者 氏 名	夏目 幸彦
	令和 7 年 8 月 2 日 (土)		

調査研究・研修結果及び所見

(参加議員それぞれが記入)

◆決算審議特別講座①

- ・決算質疑の目的は、前年度の事業内容とその成果を確認し、予算の執行が適切であったかを評価・認定することにある。加えて、その結果を次年度以降の施策に活かすことが重要である。
- ・質問は単なる事実確認にとどまらず、「内容・目的の確認」→「目標と実績」→「実績の理由分析」→「次年度以降への提案」といった流れを意識して構成する。
- ・着眼点は、目標と実績の乖離（ギャップ）**にあり、定量的なデータの確認に加え、「あるべき姿」に対する事業内容の整合性も検討材料とする。
- ・気になる点は早い段階で市職員に投げかけ、問題意識や把握状況を確認する。質疑の主旨とゴールを明確にし、事前の打合せを丁寧に行うことが望ましい。
- ・質問を噛み合わせるためには、5W1H の視点での事前準備が不可欠。
- ・PDCA サイクルを意識しつつ、総合戦略との整合性に留意しながら、施策評価に基づく質疑を組み立てる。
- ・総合戦略は主に人口減少対策として策定されており、社人研（国立社会保障・人口問題研究所）の人口推計などのデータ確認が重要。
- ・活用可能な資料としては、「事務事業実績測定」や「行政評価」も挙げられる。
議員と市職員では立場は異なるが、「住みよいまちをつくる」という共通の目的に向かって Win-Win の関係を築くことが重要である。

◆決算審議特別講座②

決算審議にあたり、事前に確認しておくべき資料は以下の通り：

① 監査委員の決算審査意見書

意見／審査意見／総括の他、各費目ごとの前年度・予算額との比較や増減の理由

が記載されており、分析の材料として有用。

② 財政状況資料集および決算カード（総務省）

決算カード情報（総括表・普通会計の状況）に加えて、「財政比較分析表」「経常経費分析」「性質別歳出決算分析表」などを通じ類似団体との比較も可能。

③ 人事行政の運営等の状況の公表

人件費や組織運営に関する重要な資料。

- ・特別会計についても、「収入を増やす」「支出を減らす」視点を持ち、経営計画との整合性や類似市との比較を行うことが求められる。
- ・一般会計と同様に、「目標と実績の乖離」および「事業内容の整合性」は注目点。質疑後のフォローアップ（後追い）を確実に実施し、内容を深める。
- ・質問の背景や検証結果を市民と共有するために、ブログ等を通じた情報発信も有効である。

【研究結果・所見】

議員1年目として、初の決算審議に臨むにあたり、本講座を受講できたことは非常に意義深かった。

まずは、本市の先輩議員から助言をいただきつつ、過去の定例会・委員会の議事録（前年・前々年）を閲覧し、議論の流れや焦点を把握していく。

講座で得た資料や知見をもとに、各事務事業を比較・分析の視点から検証していく。この際、自らが常に意識している「鳥の目（俯瞰）・魚の目（比較）・虫の目（詳細）」を活かし、疑問点はそのままにせず追究していく姿勢を続ける。

また、市職員の皆さんとの丁寧なコミュニケーションを通じて、各部署の事務事業の内容について教えていただきながら理解を深める。その中で、職員の考え方や問題意識、抱える課題についてもお話を伺いたい。

決算資料の入手から、議会・常任委員会での質疑までの期間は限られているが、その中で精力的に準備・調査を重ね、実効性ある質疑に取り組んでいく所存である。

(様 式 4)

物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 7年 8月 4日

会 派 代 表 者 高木清隆 様

会派名 共創ふくろい

氏 名 鈴木賢和

項 目 (該当項目に○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 7 資料作成費 8 資料購入費 ⑩ 事務所費 (9 人件費は別の任意様式)
金 額	18,216円
支出にかかる内訳 ➤ 品名 ➤ 数量 ➤ 年月日 等	再リース契約 デジタル複合機
購 入 先	シャープファイナンス株式会社
支 出 年 月 日	令和 7年 8月 4日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

2025 年 6 月 17 日作成 0-1-5601K601677C (1) P. 1/ 1 (45)

4 3 7—8 6 6 6

静岡県袋井市新屋 1-1-1

袋井市議会 自民公明クラブ 御中

(1132 5601K601677C 1133) XD5-025

1 0 2—0 0 8 3

東京都千代田区麹町5丁目1番地1

住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス(株)

事務センター お客様窓口

TEL:0570-003338

【営業時間 10時～17時（土、日、祝日を除く）】



平素は、弊社をご利用いただき誠にありがとうございます。

下記の通りご請求申し上げますので、ご確認の上お支払賜りますようお願い致します。

万一、内容にご不審な点がございましたら、お問い合わせ番号をお申し出のうえ、右記までご連絡下さい。

ご請求金額をお支払期限〔金融機関非営業日の場合は、その翌営業日〕に

右記ご指定口座より引落しさせていただきますので、

お支払期限の前日までにご入金をお願い致します。

お客様の情報を保護するため、口座番号は表示していません。

リース・割賦取引のインボイスは、ご契約時に送付したお支払明細書となります。

〔当月ご請求内訳〕（金額単位：円）

お問い合わせ番号		5601K601677C	
お支払期限		2025年 8月 3日	
ご請求金額(税込)		18,216円	
消費税率別 請求金額 /内消費税等	D 10.0%	18,216円	1,656円
	合計	18,216円	1,656円

(ご指定口座)

ご契約番号 ご契約形態	お支払開始日 回目 / 総回数	商品名 機種名 (数量)	ご請求金額 (税込)	税率	内消費税等	備考
5601K6016776 再リース契約	2025年 8月 3日 1回目 / 1回	デジタル複合機 DC-V2060CP-4T (1)	18216	D	1656	新NO 5601K601677C
税率 D=10.0%		合 計	18216		1656	

下段：保守料

XD007

振込金
(兼手数料) 受取書

〈取引銀行へのお願い〉
太枠内を打電して下さい。

* 振 込 依 頼 書 *

[illegible]

依 頼 日		年 月 日		振込指定		電 信 扱		手 数 料								
お 受 取 入	先方銀行		*****				金 額		*	*	*	*	*	*	*	*
	預金種目		**		口 座 号 番 号		*****		内 現 金							
	(フリカナ)		*****				当手 枚									
	口 座 名						他手 枚									
	(商号)		*****				金 円				円	円				
			*****				5,000				0,000		50			0
ご 依 頼 人	住 所		*****				種 2,000				000		10			0
	電話番号		*****				内 1,000				000		1			
							誤 500				00		合 計			
			☐ 番号は必ず打電して下さい。				100				00		つり銭			
	口 座 名		*****				*****									
	(商号)		*****													
ご 依 頼 人	住 所		*****													

	電話番号		*****													

取扱銀行

取扱印

(取扱店保存)

(取扱店保存)

取 扱 銀 行

取 扱 印

依頼日	年 月 日							
金額	*	百	*	*	千	*	*	円
先方銀行	***** *****							
お受取人	*****							
番号	***** (*****)							
ご依頼人	*****							
手数料								

〔銀行切りはなし〕

上記の金額正に
受取りました。
(取扱店)

銀行

支店

取扱店→依頼人)

取 招 銀 石

取 扱

日

117

年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備 考
06-09-20	BF	*7,276	フジファイルBI	*2,187,085	
06-10-21	BF	*6,344	フジファイルBI	*2,180,741	
06-10-27	BA	*100,110	CDテスリヨウ¥110	*2,080,631	326
06-10-31	BF	*369,760	CD	*1,710,871	326
06-11-20	BF	*5,836	フジファイルBI	*1,705,035	
06-11-26	BA	*100,220	CDテスリヨウ¥220	*1,604,815	923
06-12-20	BF	*2,918	フジファイルBI	*1,601,897	
07-01-20	BF	*1,771	フジファイルBI	*1,600,126	
07-02-15	AF	利息	*731	*1,600,857	
07-02-20	BF	*14,742	フジファイルBI	*1,586,115	
07-02-25	BF	*457,130	CD	*1,128,985	326
07-02-25	AA	預金機	*200,000	*1,328,985	326

07-03-11	BA	*240,000	CD	*1,088,985	
07-03-18	BA	*312,000	CD	*776,985	
07-03-21	BF	*4,204	フジファイルBI	*772,781	
07-03-27	BA	*772,000	CD	*781	
07-04-08	FF	フクロイカイケイカンリ	*250,000	*250,781	
07-04-09	BA	*20,000	CD	*230,781	
07-04-21	BF	*2,725	フジファイルBI	*228,056	
07-04-25	BA	*227,000	CD	*1,056	
07-05-16	FF	フクロイカイケイカンリ	*2,475,000	*2,476,056	
07-05-17	BA	*261,610	CDテスリヨウ¥110	*2,214,446	334
07-06-20	BF	*11,587	フジファイルBI	*2,202,859	5月10日
07-07-15	BA	*35,000	CD	*2,167,859	326

●記号の説明

AA、AF ……入金
 FA、FF ……振込
 C0、1、2、3、4 ……他店券入金
 TF、TO ……取立
 BA、BF ……支払

●他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。
 なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。

年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備 考
07-07-22	BF	*500	フジファイルBI	*2,167,359	6月~6/30
07-07-28	BF	✓*275,050	CD	*1,892,309	329
07-08-04	BF	*18,216	フジファイルBI	*1,874,093	
07-08-08	BA	*57,500	CD	*1,816,593	329
07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,759,093	329
07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,701,593	329
07-08-16	AF	利息	*1,097	*1,702,690	
07-08-20	BF	✓*1,601	フジファイルBI	*1,701,089	
07-08-21	BA	✓*1,735	CD	*1,699,354	329
07-08-21	BA	✓*2,879	CD	*1,696,475	329
07-08-21	AA	預金機	*22,462	*1,718,937	329
07-09-08	BF	✓*12,540	HC)ミツバシHBL	*1,706,397	

07-09-22	BF	✓*261	フジファイルBI	*1,706,136	
07-10-06	BA	*10,000	CD	*1,696,136	329
07-10-20	BF	*4,034	フジファイルBI	*1,692,102	
07-11-20	BF	*1,724	フジファイルBI	*1,690,378	
08-01-07	BA	*394,560	CD	*1,295,818	329
08-01-20	BF	*1,424	フジファイルBI	*1,294,394	
08-01-23	BF	(*432,640	CD	*861,754	334
08-01-23	BA	*11,428	CD	*850,326	334
08-02-20	BF	*970	フジファイルBI	*849,356	
08-02-21	AF	利息	*1,383	*850,739	
08-03-05	BA	*198,000	CD	*652,739	
08-03-23	BF	*1,724	フジファイルBI	*651,015	

●記号の説明

AA、AF ……入金
 FA、FF ……振込
 C0、1、2、3、4 ……他店券入金
 TF、TO ……取立
 BA、BF ……支払

(上記最終差し引き残高新通帳へ繰越)
 ●他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。
 なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。
 ●「カリキチョウ」と印字されたお取引は仮の記帳です。後日、記帳されていないお取引とともにご記入いたします。なお、残高はこの通帳の最終残高です。

(様 式 4)

物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 7 年 8 月 7 日

会 派 代 表 者 高木清隆 様

会派名 共創ふくろい

氏 名 鈴木賢和

項 目 (該当項目に○印)	1 調査研究費 ② 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 7 資料作成費 8 資料購入費 10 事務所費 (9 人件費は別の任意様式)
金 額	30,000円
支出にかかる内訳 ➤ 品名 ➤ 数量 ➤ 年月日 等	自治体議会特別セミナー 受講料 3 名 (森岡弘記、村松孝師、夏目幸彦)
購 入 先	自治体議会研究所
支 出 年 月 日	令和 7 年 8 月 7 日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に 1 部提出してください。)

領 収 書

共創ふくろい 様

金 30,000 円

上記正に領収いたしました。ただし、自治体議会特別セミナー
受講料 3 名（森岡弘記、村松孝師、夏目幸彦）分として。

令和 7 年 8 月 7 日

自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木 545）

代表 高 沖 秀 宣



(様 式 2)

確 認	会派代表者	経理責任者
		

供 覧	議 長	副議長	局 長	参 事	局次長	係
						

調査研究・研修計画書

令和 7 年 7 月 8 日

袋井市議会議長 佐野 武次 様

会派名 共創ふくろい

氏 名 夏目 幸彦

参加予定議員名	森岡 弘記、 村松 孝師 、夏目 幸彦 《計 3 名》		
期 間	令和 7 年 8 月 7 日 (木) ～令和 7 年 8 月 7 日 (木) 《 0 泊 1 日》		
調査研究研修先	掛川市生涯学習センター 第3会議室 〒436-0068 掛川市御所原17番1号 議員の資質向上と議会運営の基本 1. 二代表制における議会活動 2. 議会運営の基本と通年制議会 3. 一般質問と政務活動費の政策的活用 4. 議員力・議会力の強化と政策提言・政策提案		
概 算 費 用	研修費	30,000 円	(@10,000 円×3)
	交通費	0 円	
	合 計	30,000 円	

※視察行程表を添付してください。

(様 式 2)

調査研究・研修の目的及び市政との関連性

(調査研究先・研修先ごとにそれぞれ記入)

会派所属の1期生議員3名、議員としての資質向上のため議会活動及び議会運営の基本を学びながら、議員の二大使命である「具体的な政策の最終決定」と「行財政運の批判と監視」に必要な能力知識を身に付ける。また、併せて政務活動費を適正かつ有効に活用できるようになり、住民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展につながるよう個々の議員力を高め、その集合体である議会力の向上を図る。

新人からベテランまで

自治体議会特別セミナー in 掛川

議員の資質向上と議会運営の基本

本セミナーは、地域を活性化させるために、二元代表制の下、日々尽力されている自治体議会議員と市民・議会事務局職員のための「学びの場」です。

特に新人議員等やる気のある議員が議会活動・議員活動を行う上で、特に重要な「議員の資質向上」と「議会運営の基本」について講義します。どうぞ掛川地域の自治体の新人議員等議会関係者の参加をお待ちしております。

(プログラム)

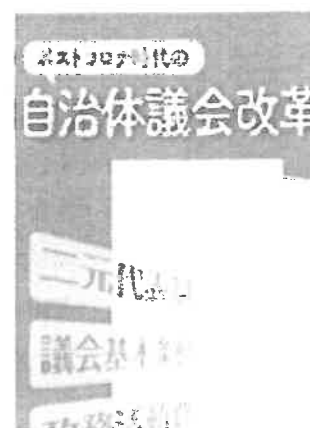
- 1 「二元代表制」における議会活動
- 2 議会運営の基本と通年制議会
- 3 一般質問と政務活動費の政策的活用
- 4 議員力・議会力の強化と政策提言・政策提案

日 時	2025(令和7)年 8月7日(木) 13:30~16:00 ※受付開始は13:00~
会 場	掛川市生涯学習センター 第3会議室 掛川市御所原17番1号 TEL0537-24-7777
受講料	10,000 円(議員)、7,000 円(市民・職員)(当日払) ※テキスト代 2,500 円含む。

講 師	自治体議会研究所 代表 高沖秀宣 (議会事務局研究会共同代表、元三重県議会事務局次長) 1953 年三重県生れ、京都大学法学部卒。2002 年 4 月から三重県議会事務局で、政策 法務監・政務調査課長・企画法務課長・総務課長・次長を歴任。 新著書『ポストコロナ時代の自治体議会改革講義』(改訂版、東京法令出版、2,500 円)をテキストに使用
-----	---

申込方法	下記の mail(又は電話)にて、所属議会名、氏名、連絡先をお知らせください。 (参加申し込み者が少ない場合には、開催しないことがありますので要確認)
------	--

申込み・ 問合せ先	自治体議会研究所(三重県津市白山町二本木 545)(代表:高沖秀宣) mail: soukon830@yahoo.co.jp、電話:090-4116-4501(9 時~19 時)
--------------	--



(様 式 3)

確 認	会派代表者	経理責任者
		

供 覧	議 長	副議長	局 長	参 事	局次長	係
						

調査研究・研修報告書

令和 7年 8月18日

袋井市議会議長 佐野 武次 様

会派名 共創ふくろい
氏 名 夏目 幸彦

参加議員名	森岡 弘記、 村松 孝師 、夏目 幸彦 《計 3 名》
期 間	令和 7年 8月 7日 (木) ～令和 7年 8月 7日 (木) 《 0泊 1日》
調査研究研修先	主催者 自治体議会研究所 於) 掛川生涯学習センター 講師) 高沖 秀宣
考察特記事項	二元代表制と議会基本条例及び政務活動費を柱に講師が三重県県議会で行った議会改革に触れながら議会力と議員力の強化が不可欠ということが講義の中心であった。議員力を高めることを先ず進めていく。

(様 式 3)

調査研修 期 間	令和 7 年 8 月 7 日 ～ 令和 7 年 8 月 7 日	報告者 氏 名	森岡 弘記
調査研究・研修結果及び所見 (参加議員それぞれが記入) 【議員の資質向上と議会運営の基本】 － 地域の声を市政へと届けるために － このたび、「議員の資質向上と議会運営の基本」と題した講義を受講いたしました。 講師は、長年にわたり自治体運営と議会制度に精通されている高沖秀宣様。地方議会の役割と本質について、実践的かつ本質的なご講義をいただきました。 とりわけ心に残ったのは、「三元代表制」の意義とその中で求められる議員の責任。市長が行政の“ハンドル”を握る一方で、議員は市民の声を力に“アクセル”を踏み、進むべき方向をともに示す存在。そのアクセルは、数の力＝“過半数の議員の賛同”がなければ前へ進むことはできません。 議会は単なるチェック機関ではなく、“議事機関”です。その本質は、「対案・修正案を示し、通す」力にある―― そのためには、地域声を吸い上げ、具体的な提案へと昇華させる実行力が問われます。 私はすでに、地域の皆さまの声を日々受け止めながら、テーマごとに丁寧に整理・集約する活動を行っています。その声をそのまま議会に届ける―― それが私の使命です。 これからの私は、市長が示す予算案に対しても「地域声を反映させる修正案」の提出を視野に入れ、議会という現場で闘ってまいります。 一つひとつの声がまちをつくる。その信念を胸に、私は決してブレることなく、これからも突き進みます。			

(様 式 3)

調査研修 期 間	令和 7 年 8 月 7 日 ～	報告者 氏 名	村松孝師
	令和 7 年 8 月 7 日		

調査研究・研修結果及び所見

(参加議員それぞれが記入)

講師 自治体議会研究所代表 高沖秀宜 氏

【議員の資質向上と議会運営の基本】

《改革の底辺から底辺の改革へ》

市議会議員は、市民の願いを市政に反映させるため、市議会を構成して市民生活の様々な課題についてきめ細かく議論し、どう処理すべきかを決めている。このため、市議会は議決機関と呼ばれる。一方市長は、市政を運営するため、必要な予算や条例などを市議会に提案し、その議決を受けて実際に市政を進めている。このため、市長は執行機関と呼ばれる。市議会と市長はお互いに独立した立場から協力し合って、市民生活の向上のために活動している。

◎議会と市長は車の両輪の意味を間違えないように。

議会は、住民の代表機関であり、議決機関ともいわれるが、執行機関側の意見。合議制の住民代表機関であるから、多様な民意の反映が求められており、議会はいかに民意を反映できるかが大きな課題とされる。

○議決機関としての議会の機能

議決によって自治体意思が決定される。団体意思の決定機関

○長その他の執行機関の事務執行に対し、これを監視する機能

それぞれ直接住民を代表する機関である議会と長が相互の牽制と均衡の関係に立つという考え方に基づくもの。

憲法上、いわゆる「二元代表制」が要請されている。

○議事機関としての審議・議決・議案提出を通じ、政策形成機能を担う

議員及び委員会の議案提出権、議案に対する修正の動議、専門的事項に係る調査、条例の制定改廃や予算の議決権等

議会の審議における政策提案等、地方分権が進展し地方自治体の自己決定の領域が拡大する中、議会の政策形成機能の一層の発揮が求められる。

◎自治体議会としては、2つの機能が重要とされる。

- ・ 執行機関の監視、評価機能
- ・ 議会からの製作成型機能

議員も市長も市民の代表で選ばれているが市長は市政のビジョンを作り上げ実行していく、議員は議決機関ではあるが各地域の市民の声を市政に反映させられることができる。

【議会運営の基本】 二元代表制について

憲法上、地方公共団体の長と議会の二元主義が採用されていると一般に理解されている。

二元代表制

議会は、首長とは、立場や役割が異なる。二元代表制の意義

【通年制議会について】

通年議会は、議員同士の議論を重視する点にその神髄はある。

通年議会のメリット

- ① いつでも議会を開くことができるため、より慎重な議案審議や専門的な調査が期待できる。
- ② 委員会を必要に応じて開催できるので、調査研究活動や議員間の討議の活発化が期待できる。
- ③ 市政に対する監視機能や政策立案の機能が強化できる。
- ④ 市長や議員が必要に応じて、議案を提出できる。
- ⑤ 市長が提出する議案などを年間を通して審議することができるため、市長の専決処分を必要最低限に抑制することができる。

通年制議会を取り入れている自治体が増えています。メリットもありますがデメリットもあると思います。いつでも議会を開くことができると議員は大変です。仕事を掛け持ちしている議員は特に時間に追われてしまいます。議員のなり手不足も懸念されますのでもし

議案にあがれば慎重に議論しなければいけません。

【政策提案の原点】

予算修正・政策提言書等の作成、これからしっかり勉強していきます。

【議員力・議会力の強化】

全国で順位がつけられているのに驚きます。市民に活動が伝わるように議員活動を行っていきます。

【政務活動費の活用】

議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費を交付、政策提言・政策立案等に活用するため、返還せずに、調査研究費で使用すべき。

袋井市の政務活動費月額 25000 は少ないとおっしゃっていました。

多い少ないはまだわかりませんが、年間を通して学びに行けるときは行きたいと思えます。

所見

今回、新人議員特別セミナー・高沖氏の講話を聴きまして、議会で民意が反映されているか、審議・熟議されているかなど議員の役割を勉強しました。市議会は議決機関ということをしつかりと心得て、予算修正や政策提言など発言できるように調査研究していきたいと思えます。民意を反映できるように意見交換や集会などで市民から意見を聞けるように活動していきます。

(様 式 3)

調査研修 期 間	令和 7 年 8 月 7 日 (木)	報告者 氏 名	夏 目 幸 彦
	令和 7 年 8 月 7 日 (木)		

調査研究・研修結果及び所見

(参加議員それぞれが記入)

◆講義内容

- 1) 「二元代表制」における議会活動
- 2) 議会運営の基本と通年制議会
- 3) 一般質問と政務活動費の政策的活用
- 4) 議員力・議会力の強化と政策提言・政策提案

◆研修の結果得た知見

○議会は議決機関と行政の監視機関といわれるが、日本国憲法第 93 条及び地方自治法第 89 条等に基づき地方公共団体に設置される『議事機関』であり、議題を審議・熟議する機関である。そのために検査及び調査その他の権限を行使し重要な意思決定に関する事件を議決する。

「議会と市長は車の両輪」の意味は強首長制の現実には流されて首長の追認機関化するのではなく、条例制定・改廃権と予算決定権を有効に活用し、首長議会共に住民から選挙で選ばれた関係であるから独立・対等な立場で緊張感をもちつつ是々非々で市政にあたること。

○袋井市議会基本条例に基づき、①議会は言論の府であること及び合議機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。②市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める普段の研鑽により、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。③議会の構成員として、一部団体及び地域の代表の立場にとらわれず、市民全体の福祉の増進を目指す。という 3 原則に従って活動する。

また、政策立案・政策提言能力向上のため研修に参加し、他の自治体の先進事例等を調査研究するように努めていく。

公平性・公正性・透明を確保し、市民との関係構築のため、条例第 3 章市民と議会

との関係を第8条では議会活動の情報の公開と共有化し説明責任を果たさなければならないこと、そのためには公聴会や参考人制度を十分活用する旨書かれている。こうした機会に触れていないが、講師の主張との通り年4回の定例会が公聴会制度を活用できない理由の一つだとするならば、通年制議会という選択肢は考えられる。ただし、通年制議会への切り替えは様々な論点があるであろうし、時間をかけて議論すべきものだと思う。

また、請願・陳情は市民による政策提案として位置づけ、これを議会として政策に立案すべき役割を担っていることから、そういった場面があれば真摯に向き合っていく。また意見交換の場としてふっぴートークなどがあるが、市民・団体等との意見交換の場を増やすことは必要だと感じた。

○講師は議会の立法機能強化のために議会事務局の充実など後方支援の体制整備を主張している。その点、地方自治法138条第5項で「事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免すると規定されていることから法的根拠はあるものの、詳細がわからないため違っているかもしれないが、実際とは乖離しているようにも思われる。今後自分自身も議会事務局を頼りながら縷々学んでいきたい。

○政務活動費は掛川市議会月額3万円、袋井市2.5万円ということ、これは自治体によって異なる。政務活動費は調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部であることから、返還せずに調査研究費として使用する。

○議員力を強化し、その総和が議会力となるわけで、袋井市議会で作り上げた伝統や文化、慣習を学びつつ、温故知新・時代変化への対応というキーワードで常に自己分析と自己変革により立ち止まらない議員、議会でありたいと感じた。

(様 式 4)

物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 7 年 8 月 20 日

会 派 代 表 者 高木清隆 様

会派名 共創ふくろい

氏 名 鈴木賢和

項 目 (該当項目に○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 ⑦ 資料作成費 8 資料購入費 10 事務所費 (9 人件費は別の任意様式)
金 額	1,601円
支出にかかる内訳 ➤ 品名 ➤ 数量 ➤ 年月日 等	コピーカウント料（8月支払い分） 令和7年7月1日から7月31分
購 入 先	フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
支 出 年 月 日	令和 7 年 8 月 2 0 日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

437-0013
袋井市新屋 1 丁目 1 - 1
袋井市役所 5 F
袋井市議会 自民公明クラブ
議員控室

0002048#
お問合せ番号：3301027988

御中

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

530-0005
大阪市北区中之島 3 丁目 2 番 1 8 号
住友中之島ビル 10 F

富士フイルムサービスクリエイティブ
事務サービス事業部

TEL:0120-069-840 (002048)
FAX:0120-497-002

お支払の ご案内	お支払約束日	2025年08月20日
	お支払方法	口座振替
	金融機関名	
	本・支店名	
	預金種目/口座番号	****
	指定口座名	上記、お支払約束日に口座より 引落しさせていただきます。

【お知らせ】
EP利用規約を2025年6月に改定しました。
詳細は当社HPの「EP-BB利用規約」をご参照ください。

備考：

FUJIFILM

請 求 書

発行日：2025年07月29日
請求書番号：850728-0007533

様

今回ご請求額 1,601 円

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン



毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。

お問合せ番号：3301027988 電話：0120-069-840

登録番号：T1011101015050

1	料 金 項 目 / 品 名	期 間 / 送 品 N O	枚数/数量	単 価	小 計 (円)	合 計 (円)
2	トータルサービス料金	2025/07/01-2025/07/31				1456
3		1カウント 1000カウント	208	7.00	1456	
4	ご使用合計		208			
5	【代金/料金合計】					1456
6	【消費税および地方消費税(10%)】					145
7	【今回ご請求額】					1601
8	※ご利用機種/機械番号:DocuCentre-V 2060 CP-4T 601923					
9	{ 今回 } { 前回 } { ナスト } { ミス } 2025/07/01-2025/07/31					
10	1 (35182) (34974) (0) (0)					
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

15201 01008 07A 01008 07A 01 1 2
31 0731 01 0A0 510 1NK 0000 1/1 001 0 TCH

11901040 8319232 3301027988
01 3 002048 1

3301027988 3301027988



07-07-22	BF	*500	デビットカード	*2,167,359	6/1~6/30
07-07-26	BF	✓*275,050	CD	*1,892,309	329
07-08-04	BF	✓*18,216	チャージカード	*1,874,093	
07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,816,593	329
07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,759,093	329
07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,701,593	329
07-08-16	AF	利息	*1,097	*1,702,690	
07-08-20	BF	✓*1,601	デビットカード	*1,701,089	
07-08-21	BA	✓*1,735	CD 口座振替	*1,699,354	329
07-08-21	BA	✓*2,879	CD 口座振替	*1,696,475	329
07-08-21	AA	預金機	20万円 1万円 *22,462	*1,718,937	329
07-08-28	BF	✓*12,540	クレジットカード	*1,706,397	
07-09-22	BF	✓*261	デビットカード	*1,706,136	
07-10-06	BA	✓*10,000	CD	*1,696,136	329
07-10-20	BF	*4,034	デビットカード	*1,692,102	
07-11-20	BF	*1,724	デビットカード	*1,690,378	
08-01-07	BA	*394,560	CD	*1,295,818	329

(様 式 4)

物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 7 年 8 月 21 日

会 派 代 表 者 高木清隆 様

会派名 共創ふくろい

氏 名 鈴木賢和

項 目 (該当項目に○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 ⑦ 資料作成費 8 資料購入費 10 事務所費 (9 人件費は別の任意様式)
金 額	1,735 円
支出にかかる内訳 ➤ 品名 ➤ 数量 ➤ 年月日 等	コピー用紙A4
購 入 先	コーナン商事株式会社
支 出 年 月 日	令和 7 年 8 月 2 1 日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

領 収 証

コーナン

株式会社コーナン

ノブレスパルク袋井店

コーナン商事株式会社

大阪府堺市西区鳳東町4-401-1

電話番号:0538-41-2270

2025年08月21日(木) 12:13

レシートNo. (0355)001-58900-00986

担当者:(0994511) [REDACTED]

お買い上げ商品の返品・交換は、
必ずこの領収証をご持参のうえ
2週間以内にお願いたします。
(一部商品につきましては、除外
させていただきます。)

#014 JAN4548927047617

高白色コピー用紙A4 500

@347 × 5 1,735円

小計金額 ¥1,735

内税小計 5 ¥1,735

合 計 5 ¥1,735

(10%対象 5 ¥1,735)

(10%対象消費税 ¥157)

現金 ¥1,735

預 り 金 ¥2,005

お 釣 り ¥270

登録番号: T3120101003135



5点買

(様 式 4)

物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 7 年 9 月 22 日

会 派 代 表 者 高木清隆 様

会派名 共創ふくろい
氏 名 鈴木賢和

項 目 (該当項目に○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 ⑦ 資料作成費 8 資料購入費 10 事務所費 (9 人件費は別の任意様式)
金 額	261 円
支出にかかる内訳 ➤ 品名 ➤ 数量 ➤ 年月日 等	コピーカウント料 (9月支払い分) 令和7年8月1日から8月31分
購 入 先	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
支 出 年 月 日	令和 7 年 9 月 2 2 日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引く金額	当 考
1 07-07-22	BF	*500	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙBI	*2,167,359	6/1~6/30
2 07-07-28	BF	✓*275,050	CD	*1,892,309	329
3 07-08-04	BF	11-2 *18,216	ｼｬｰﾌﾟﾌｧｲﾅﾝｽ	*1,874,093	
4 07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,816,593	329
5 07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,759,093	329
6 07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,701,593	329
7 07-08-16	AF	利息	*1,097	*1,702,690	
8 07-08-20	BF	✓*1,601	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙBI	*1,701,089	
9 07-08-21	BA	✓*1,735	CD ｺﾋｰﾌｧｲﾅﾝｽ	*1,699,354	329
10 07-08-21	BA	✓*2,879	CD 全	*1,696,475	329
11 07-08-21	AA	預金機 200万円	*22,462	*1,718,937	329
12 07-08-08	BF	✓*12,540	HC)ミツﾊﾞｼHL	*1,706,397	

13 07-09-22	BF	✓*261	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙBI	*1,706,136	
14 07-10-06	BA	すしﾌｧｲﾙ	*10,000 CD	*1,696,136	329
15 07-10-20	BF	*4,034	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙBI	*1,692,102	
16 07-11-20	BF	*1,724	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙBI	*1,690,378	
17 08-01-07	BA	*394,560	CD	*1,295,818	329
18 08-01-20	BF	*1,424	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙBI	*1,294,394	
19 08-01-23	BF	(*432,640	CD	*861,754	334
20 08-01-23	BA	*11,428	CD 山口県土産物	*850,326	334
21 08-02-20	BF	*970	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙBI	*849,356	
22 08-02-21	AF	利息	*1,383	*850,739	
23 08-03-05	BA	*198,000	CD	*652,739	
24 08-03-23	BF	*1,724	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙBI	*651,015	

AA, AF 入金
 BA, BF 入金
 CD 1,2,3,4 入金
 IF, IO 入金
 BA, BF 入金

G 他行で入金した場合は、その入金日と入金金額を記入してください。
 お支払い金額は、お支払いの日に記入してください。
 お預かり金額は、お預かりの日に記入してください。
 利息は、お支払いの日に記入してください。
 入金した場合は、その入金日と入金金額を記入してください。